

平成24年第2回箕面市議会定例会議案

箕 面 市



平成24年第2回箕面市議会定例会議案

報告第3号	平成23年度箕面市一般会計継続費繰越計算書（次期住民情報システム（H24稼働）開発事業（継続費）、箕面駅前駐車場・駐輪場整備事業（継続費）、止々呂美小中一貫校給食室整備事業（継続費））	1
報告第4号	平成23年度箕面市一般会計繰越明許費繰越計算書（防災啓発事業、防災資機材整備事業、地域密着型サービス拠点整備費補助事業、民間保育所整備費補助事業、止々呂美地内里道整備事業、ダム湖用地維持管理拠点施設整備事業、都計道路国文都市4号線道路改良事業、消防団安全対策設備整備事業、小学校施設維持管理事業、中学校施設維持管理事業）	3
報告第5号	平成23年度箕面市一般会計事故繰越し繰越計算書（民間養護老人ホーム整備費補助事業、障害者短期入所施設移転事業、市営住宅管理事業（臨時）、北部地域消防庁舎整備費負担事業、止々呂美小中一貫校増築事業）	5
報告第6号	平成23年度箕面市特別会計介護保険事業費継続費繰越計算書（介護保険システム改修事業）	9
報告第7号	平成23年度箕面市病院事業会計予算繰越計算書（事故繰越し）（情報システム整備事業）	11
報告第8号	平成23年度箕面市水道事業会計予算繰越計算書（建設改良費の繰越し）（拡張事業、改良事業）	13

報告第 9 号	平成 2 3 年度箕面市水道事業会計予算繰越計算書（事故繰越し）（配水及び給水事業）	15
報告第 1 0 号	専決処分の報告の件（物損事故に係る損害賠償請求に関する和解）	17
報告第 1 1 号	専決処分の承認を求める件（平成 2 3 年度箕面市一般会計補正予算（第 9 号））	21
報告第 1 2 号	専決処分の承認を求める件（平成 2 3 年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 6 号））	49
報告第 1 3 号	専決処分の承認を求める件（平成 2 3 年度箕面市病院事業会計補正予算（第 4 号））	61
報告第 1 4 号	専決処分の承認を求める件（平成 2 3 年度箕面市水道事業会計補正予算（第 3 号））	73
報告第 1 5 号	専決処分の承認を求める件（平成 2 4 年度箕面市一般会計補正予算（第 2 号））	83
第 4 7 号議案	市営住宅の明渡し及び家賃納入請求に係る訴えの提起の件	101
第 4 8 号議案	箕面市税条例改正の件	103
第 4 9 号議案	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例改正の件	107
第 5 0 号議案	箕面市営競艇運営審議会条例改正の件	109

第51号議案	箕面市ホームヘルプサービス手数料条例改正の件	111
第52号議案	箕面市日常生活用具の給付等に係る費用の負担に関する条例改正の件	113
第53号議案	平成24年度箕面市一般会計補正予算（第3号）	117
第54号議案	平成24年度箕面市水道事業会計補正予算（第1号）	159
第55号議案	平成24年度箕面市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	169

THE UNIVERSITY OF CHICAGO  
DEPARTMENT OF CHEMISTRY  
5800 S. UNIVERSITY AVENUE  
CHICAGO, ILLINOIS 60637

報告第3号

平成23年度箕面市一般会計継続費繰越計算書

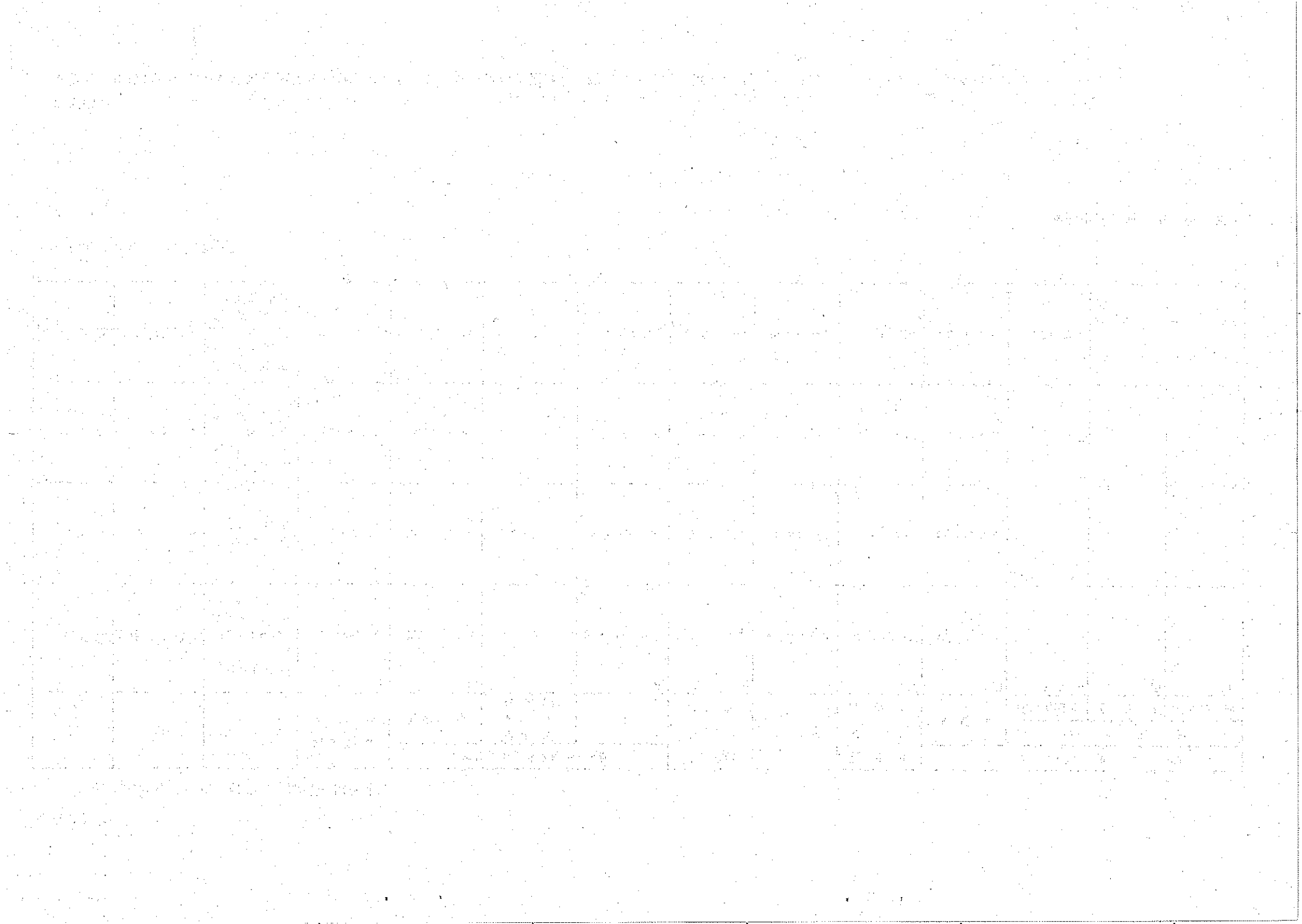
款	項	事業名	継続費 の総額	平成23年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国府支出金	地方債	その他
2	総務費	1 総務管理費	円 590,348,000	円 225,000,000	円 225,000,000	円 182,287,350	円 42,712,650	円 42,712,650	円 42,712,650	円	円	円	
		次期住民情報システム(H24稼働)開発事業(継続費)											
7	商工費	1 商工費	円 446,490,000	円 222,830,000	円 65,664,204	円 226,641,700	円 61,852,504	円 61,852,504	円 61,852,504	円	円	円	
		箕面駅周辺活性化事業											
8	土木費	1 土木管理費	円 18,000,000	円 13,362,000	円 13,362,000	円 8,533,320	円 4,828,680	円 4,828,680	円 4,828,680	円	円	円	
		箕面駅前駐車場・駐輪場整備事業(継続費)											
10	教育費	1 教育総務費	円 161,922,000	円 41,197,000	円 41,197,000	円 21,500,000	円 19,697,000	円 19,697,000	円 19,341,000	円 356,000	円	円	
		止々呂美小中一貫校給食室整備事業(継続費)											

平成24年6月4日提出

箕面市長 倉田 哲郎

(理由)

平成23年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定により報告するものである。





報告第4号

平成23年度箕面市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	
						国府支出金、諸収入 及び地方債	一般財源
					円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	防災啓発事業	4,584,000	4,342,000			4,342,000
		防災資機材整備事業	32,557,000	32,557,000			32,557,000
3 民生費	1 社会福祉費	地域密着型サービス拠点整備費補助事業	116,000,000	116,000,000		116,000,000	
	2 児童福祉費	民間保育所整備費補助事業	29,744,000	29,744,000		26,377,000	3,367,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	止々呂美地内里道整備事業	10,000,000	10,000,000		10,000,000	
	3 河川費	ダム湖用地維持管理拠点施設整備事業	29,071,000	29,070,800	3,323,000		25,747,800
	4 都市計画費	都計道路 国文都市4号線 道路改良事業	48,570,000	48,570,000			48,570,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
						国府支出金、諸収入及び地方債	
			円	円	円	円	円
9	消防費	消防団安全対策設備整備事業	20,340,000	20,340,000		6,752,000	13,588,000
10	2	小学校施設維持管理事業	173,437,000	173,437,000		145,841,000	27,596,000
	3	中学校施設維持管理事業	82,331,000	82,331,000		67,781,000	14,550,000

平成24年6月4日提出

箕面市長 倉田 哲郎

(理由)

平成23年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告するものである。

平成23年度箕面市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為 予 定 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特定財源	未 収 入 特定財源	一般財源	
3 民生費	1 社会福祉費	民間養護老人ホーム整備補助事業	円 43,573,265	円 27,861,000	円 15,712,265	円	円 15,712,265	円	円	円 15,712,265	民間養護老人ホーム整備費補助事業において、施設整備工事で埋設物の撤去等に不測の日時を要し、工事が年度内に予定の出来高に到達しなかったことに伴い、必要経費を繰り越したため。
		障害者短期入所施設移転事業	円 9,800,000		円 9,800,000	円	円 9,800,000			円 9,800,000	障害者短期入所施設移転事業において、施設整備工事で埋設物の撤去等に不測の日時を要し、工事が年度内に竣工しなかったことに伴い、必要経費を繰り越したため。

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 予 定 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			説 明	
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一般財源		
8 土木費	5 住宅費	市 営 住 宅 管 理 事 業 ( 臨 時 )	525,000	円	円	525,000	円	円	円	円	660,000	市営住宅管理事業（臨時）において、建物明渡訴訟等に係る強制執行が、相手方の行方不明により手続き期間が延びたことなどにより、年度内に執行されなかったことに伴い、必要経費を繰り越したため。
9 消防費	1 消防費	北 部 地 域 消 防 庁 舎 整 備 費 負 担 事 業	2,384,760	円	円	2,384,760	円	円	円	円	2,384,760	北部地域消防庁舎整備費負担事業において、豊能町の消防本部移転新築工事の設計が、年度内に完了しなかったことに伴い、必要経費を繰り越したため。

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 為 予 定 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一 般 財 源	
10 教育費	1 教育総務費	止々呂美 小中一貫校 増築事業	13,069,600 円	2,919,000 円	10,150,600 円		10,150,600 円			10,150,600 円	止々呂美小中一貫校増築事業において、校舎の規模等の決定に日時を要し、実施設計が年度内に完了しなかったことに伴い、必要経費を繰り越したため。

平成24年6月4日提出

箕面市長 倉田哲郎

(理由)

平成23年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により報告するものである。

THE UNIVERSITY OF CHICAGO LIBRARY

No.	Author	Title	Date	Remarks
1	...	...	...	...
2	...	...	...	...
3	...	...	...	...
4	...	...	...	...
5	...	...	...	...
6	...	...	...	...
7	...	...	...	...
8	...	...	...	...
9	...	...	...	...
10	...	...	...	...
11	...	...	...	...
12	...	...	...	...
13	...	...	...	...
14	...	...	...	...
15	...	...	...	...
16	...	...	...	...
17	...	...	...	...
18	...	...	...	...
19	...	...	...	...
20	...	...	...	...
21	...	...	...	...
22	...	...	...	...
23	...	...	...	...
24	...	...	...	...
25	...	...	...	...
26	...	...	...	...
27	...	...	...	...
28	...	...	...	...
29	...	...	...	...
30	...	...	...	...
31	...	...	...	...
32	...	...	...	...
33	...	...	...	...
34	...	...	...	...
35	...	...	...	...
36	...	...	...	...
37	...	...	...	...
38	...	...	...	...
39	...	...	...	...
40	...	...	...	...
41	...	...	...	...
42	...	...	...	...
43	...	...	...	...
44	...	...	...	...
45	...	...	...	...
46	...	...	...	...
47	...	...	...	...
48	...	...	...	...
49	...	...	...	...
50	...	...	...	...
51	...	...	...	...
52	...	...	...	...
53	...	...	...	...
54	...	...	...	...
55	...	...	...	...
56	...	...	...	...
57	...	...	...	...
58	...	...	...	...
59	...	...	...	...
60	...	...	...	...
61	...	...	...	...
62	...	...	...	...
63	...	...	...	...
64	...	...	...	...
65	...	...	...	...
66	...	...	...	...
67	...	...	...	...
68	...	...	...	...
69	...	...	...	...
70	...	...	...	...
71	...	...	...	...
72	...	...	...	...
73	...	...	...	...
74	...	...	...	...
75	...	...	...	...
76	...	...	...	...
77	...	...	...	...
78	...	...	...	...
79	...	...	...	...
80	...	...	...	...
81	...	...	...	...
82	...	...	...	...
83	...	...	...	...
84	...	...	...	...
85	...	...	...	...
86	...	...	...	...
87	...	...	...	...
88	...	...	...	...
89	...	...	...	...
90	...	...	...	...
91	...	...	...	...
92	...	...	...	...
93	...	...	...	...
94	...	...	...	...
95	...	...	...	...
96	...	...	...	...
97	...	...	...	...
98	...	...	...	...
99	...	...	...	...
100	...	...	...	...

RECEIVED  
 THE UNIVERSITY OF CHICAGO LIBRARY  
 100 EAST SOUTH EAST  
 CHICAGO, ILL. 60607  
 U.S.A.

報告第6号

平成23年度箕面市特別会計介護保険事業費継続費繰越計算書

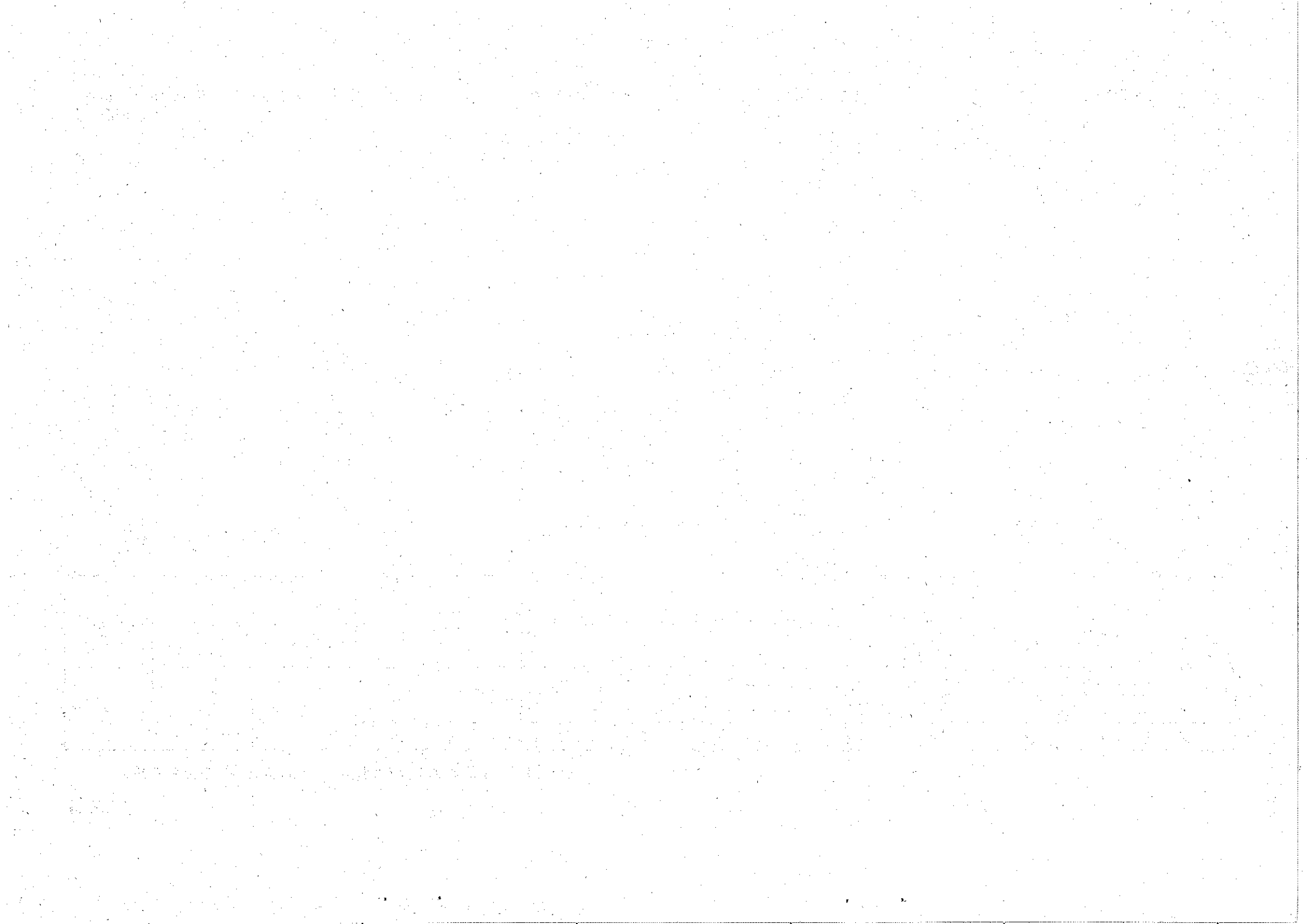
款	項	事業名	継続費 の総額	平成23年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度 通 次 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳					
				予算計上額	前年度 通 次 繰 越 額	計				繰 越 金	特 定 財 源				
											国府支出金	地 方 債	そ の 他		
1 総務費	1 総務管理費	介護保険 システム 改修事業	47,427,000	円	47,427,000	円	47,427,000	円	19,683,270	円	19,683,270	円	円	円	円

平成24年6月4日提出

箕面市長 倉田哲郎

(理由)

平成23年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定により報告するものである。





報告第7号

平成23年度箕面市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説 明
						当 年 度 損 益 勘 定 留 保 資 金	不 用 額		
資本的 1 支 出	建 設 1 改良費	情報システ ム整備事業	円 96,020,000	円 56,159,874	円 7,101,276	円 7,101,276	円 32,758,850	円 0	情報システム整備事業において、電子カルテシステムの更新を行ったが、疾患別診療計画策定機能等の開発に不測の期間を要し、一部の開発が年度内に完了しなかったことに伴い、必要経費を繰り越したため。

平成24年6月4日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

(理由)

平成23年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により報告するものである。

Handwritten text at the top of the page, possibly a title or header.

Second line of handwritten text.

Third line of handwritten text.

Fourth line of handwritten text.

Fifth line of handwritten text.

Sixth line of handwritten text.

平成23年度箕面市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

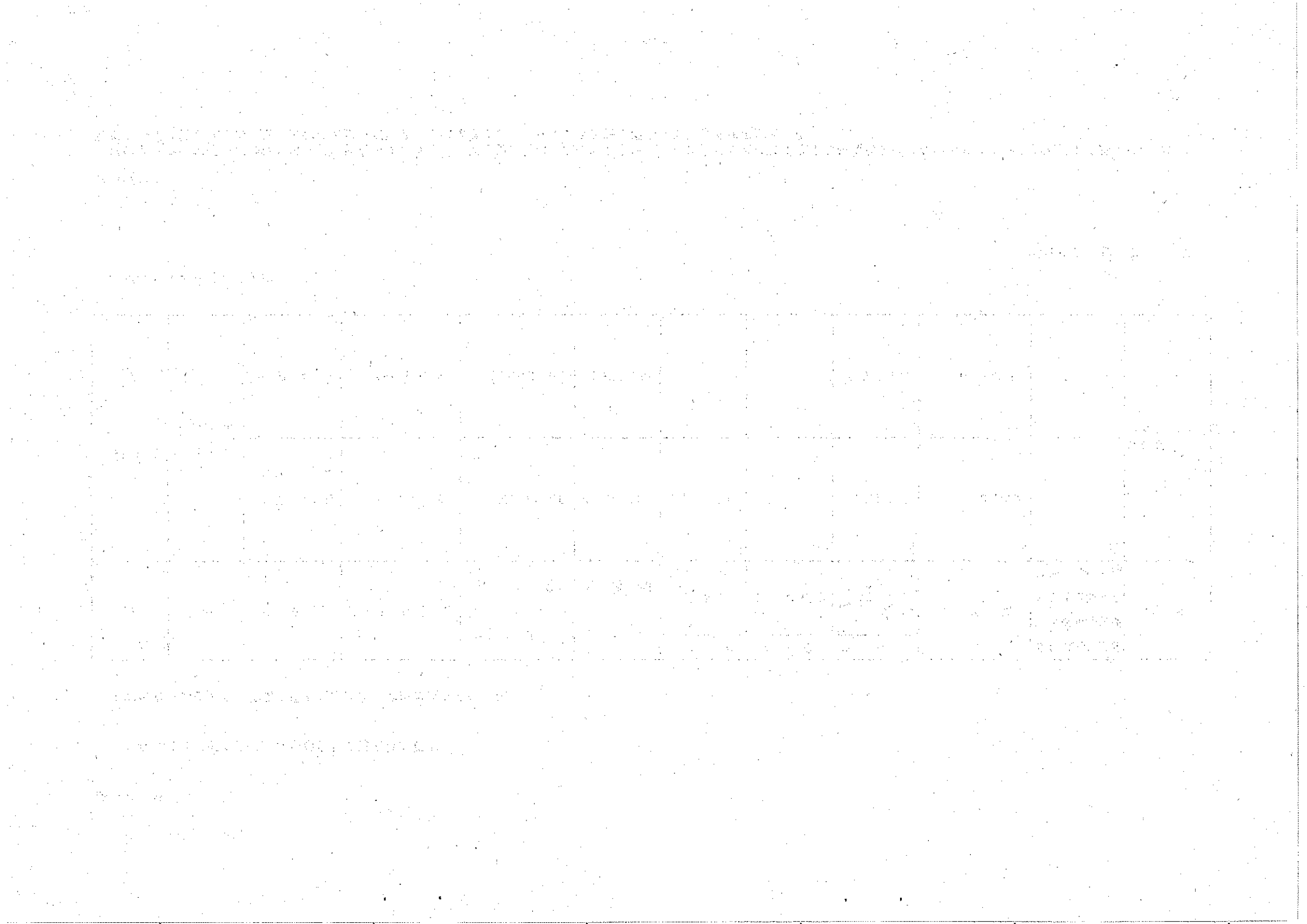
款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を要 するたな卸資産 の購入限度額	説明
						企業債	工事負担金	損益勘定 留保資金			
			円	円	円	円	円	円	円	円	
資本的 1 支出	建設 1 改良費	拡張事業	130,827,777	82,073,676	48,321,250	42,400,000		5,921,250	432,851		繰越理由 下記のとおり
		改良事業	181,443,223	138,332,684	36,667,150			36,667,150	6,443,389		

平成24年6月4日提出

箕面市長 倉田 哲郎

(理由)

平成23年度施行予定の拡張事業及び改良事業のうち、使用配管材料の納入に時間を要したため、年度内に竣工せず支払義務が生じなかった坊島送水管敷設工事外1件について、翌年度へ繰り越したため、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により報告するものである。



報告第9号

平成23年度箕面市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		翌年度繰越額 に係る繰越を要 するたな卸資産 の購入限度額	説明
						給水収益等	不用額		
1 水道事業 費	1 営業費用	配水及び 給水事業	円 237,498,178	円 191,945,410	円 40,980,750	円 40,980,750	円 4,572,018	円	繰越理由 下記のとおり

平成24年6月4日提出

箕面市長 倉田哲郎

(理由)

平成23年度施行予定の配水及び給水事業のうち、施行調整及び施行時期の都合により年度内に竣工せず支払義務が生じなかった給水管整備工事について、翌年度へ繰り越したため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告するものである。




報告第10号

専決処分の報告の件

物損事故に係る損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙「専決処分書」のとおり次の内容の和解を専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年6月4日提出

箕面市長 倉田哲郎

- 1 事故発生日時 平成24年3月29日 午後3時頃
- 2 事故発生場所 箕面市石丸一丁目12番内 弘伸商事株式会社駐車場内
- 3 相手方 
- 4 事故の状況 上記日時・場所において、箕面市立第四中学校野球部の練習中に運動場の防球フェンスを飛び越えたボールが、駐車していた相手方所有の車両に当たり、同車両の右バックミラーを破損させたものである。
- 5 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、6,300円とし、市は、相手方にその全

額を支払う。

6 和解年月日 平成24年4月27日





別紙の和解契約書は、報告第10号専決処分の報告の件の和解内容と同様であるため省略する。

報告第 1 1 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙「専決処分書」のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 4 年 6 月 4 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

1954年10月

1. 1954年10月1日，中国科学院成立。这是我国历史上第一个由政府正式批准成立的研究机构。它的成立，标志着我国科学研究事业的正式起步。中国科学院的成立，对于我国科学事业的发展，具有重大的意义。它不仅为我国科学研究事业提供了一个良好的组织形式，而且为我国科学研究事业提供了一个良好的发展环境。中国科学院的成立，是我国科学事业发展的一个重要里程碑。它不仅为我国科学研究事业提供了一个良好的组织形式，而且为我国科学研究事业提供了一个良好的发展环境。中国科学院的成立，是我国科学事业发展的一个重要里程碑。它不仅为我国科学研究事业提供了一个良好的组织形式，而且为我国科学研究事业提供了一个良好的发展环境。

中国科学院的成立，是我国科学事业发展的一个重要里程碑。它不仅为我国科学研究事业提供了一个良好的组织形式，而且为我国科学研究事业提供了一个良好的发展环境。中国科学院的成立，是我国科学事业发展的一个重要里程碑。它不仅为我国科学研究事业提供了一个良好的组织形式，而且为我国科学研究事业提供了一个良好的发展环境。中国科学院的成立，是我国科学事业发展的一个重要里程碑。它不仅为我国科学研究事业提供了一个良好的组织形式，而且为我国科学研究事业提供了一个良好的发展环境。

写

専決第3号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

平成23年度箕面市一般会計補正予算（第9号）（別紙）

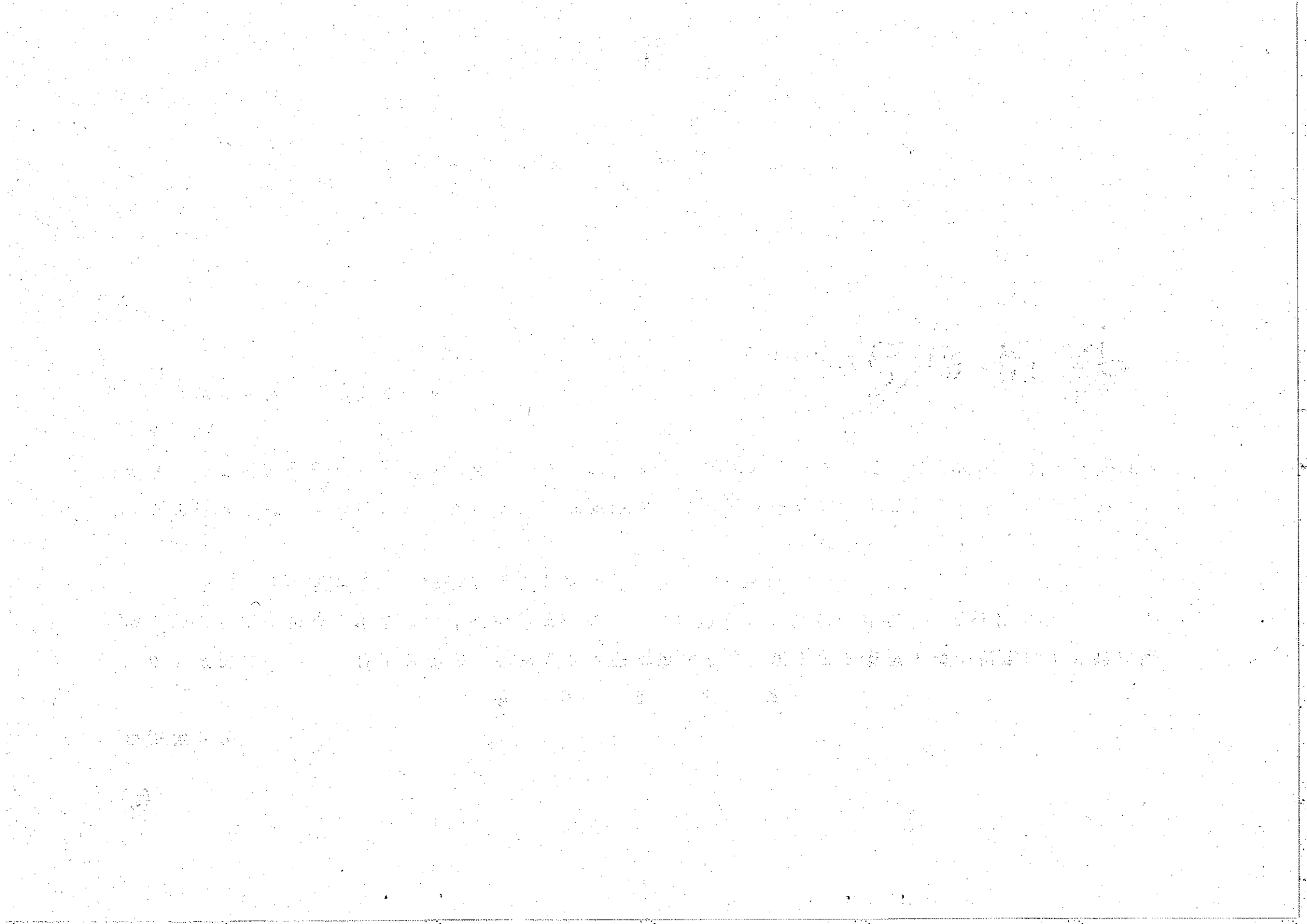
（理由）

国庫補助金等の確定に伴い、平成23年度箕面市一般会計予算を補正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかなので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成24年3月31日専決

箕面市長

倉田哲郎



平成23年度箕面市一般会計補正予算(第9号)

平成23年度箕面市の一般会計の補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109,981千円を追加し、歳入歳出それぞれ40,785,259千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成24年3月31日専決

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	
2 地方譲与税		252,000	16,964	268,964
	1 地方揮発油譲与税	74,000	808	74,808
	2 自動車重量譲与税	178,000	16,155	194,155
	3 地方道路譲与税	0	1	1
3 利子割交付金		140,000	△24,268	115,732
	1 利子割交付金	140,000	△24,268	115,732
4 配当割交付金		45,000	30,060	75,060
	1 配当割交付金	45,000	30,060	75,060
5 株式等譲渡所得割交付金		26,000	△9,296	16,704
	1 株式等譲渡所得割交付金	26,000	△9,296	16,704
6 地方消費税交付金		1,080,000	27,100	1,107,100
	1 地方消費税交付金	1,080,000	27,100	1,107,100
7 ゴルフ場利用税交付金		1,000	2,232	3,232
	1 ゴルフ場利用税交付金	1,000	2,232	3,232
8 自動車取得税交付金		90,000	14,283	104,283
	1 自動車取得税交付金	90,000	14,283	104,283
10 地方交付税		871,418	77,118	948,536
	1 地方交付税	871,418	77,118	948,536
11 交通安全対策特別交付金		25,000	△412	24,588
	1 交通安全対策特別交付金	25,000	△412	24,588
14 国庫支出金		6,320,727	△86,750	6,233,977
	1 国庫負担金	5,417,015	△105,878	5,311,137
	2 国庫補助金	177,926	△9,888	168,038
	3 国庫委託金	37,451	15,141	52,592
	4 国庫交付金	688,335	13,875	702,210
15 府支出金		2,827,413	42,486	2,869,899
	1 府負担金	1,286,548	△22,727	1,263,821
	2 府補助金	1,055,829	40,510	1,096,339
	3 府委託金	71,954	△3,070	68,884
	4 府交付金	413,082	27,773	440,855
20 諸収入		1,610,086	45,464	1,655,550
	6 雑収入	497,183	45,464	542,647
21 市債		2,504,512	△25,000	2,479,512



款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
歳入合計	1市債	2,504,512	△25,000	2,479,512
		40,675,278	109,981	40,785,259

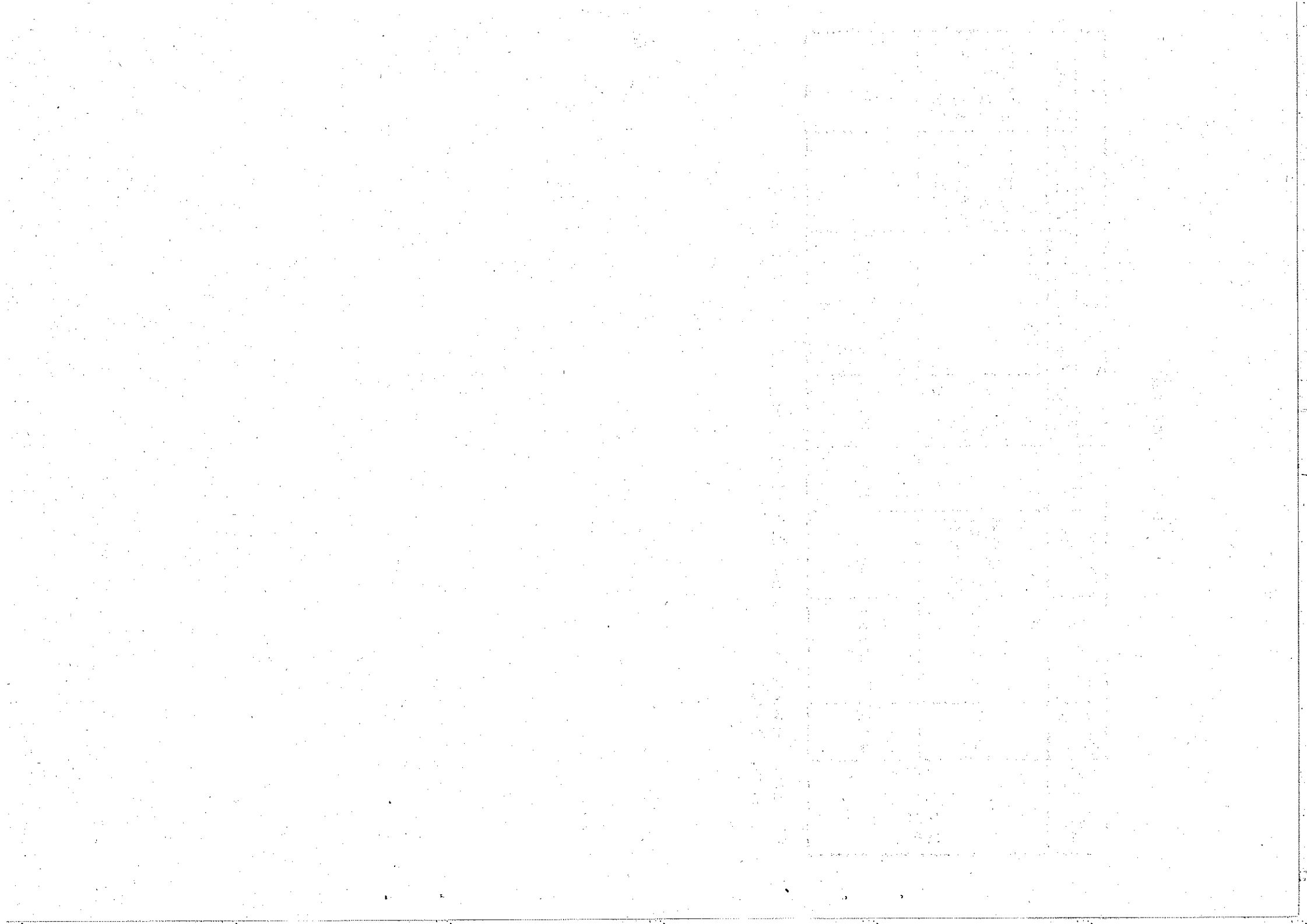
歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	
4 衛生費	1 保健衛生費	3,855,006	59,981	3,914,987
		1,038,514	59,981	1,098,495
10 教育費	1 教育総務費	7,036,337	50,000	7,086,337
		1,401,357	50,000	1,451,357
歳出合計		40,675,278	109,981	40,785,259

第 2 表 地方債補正

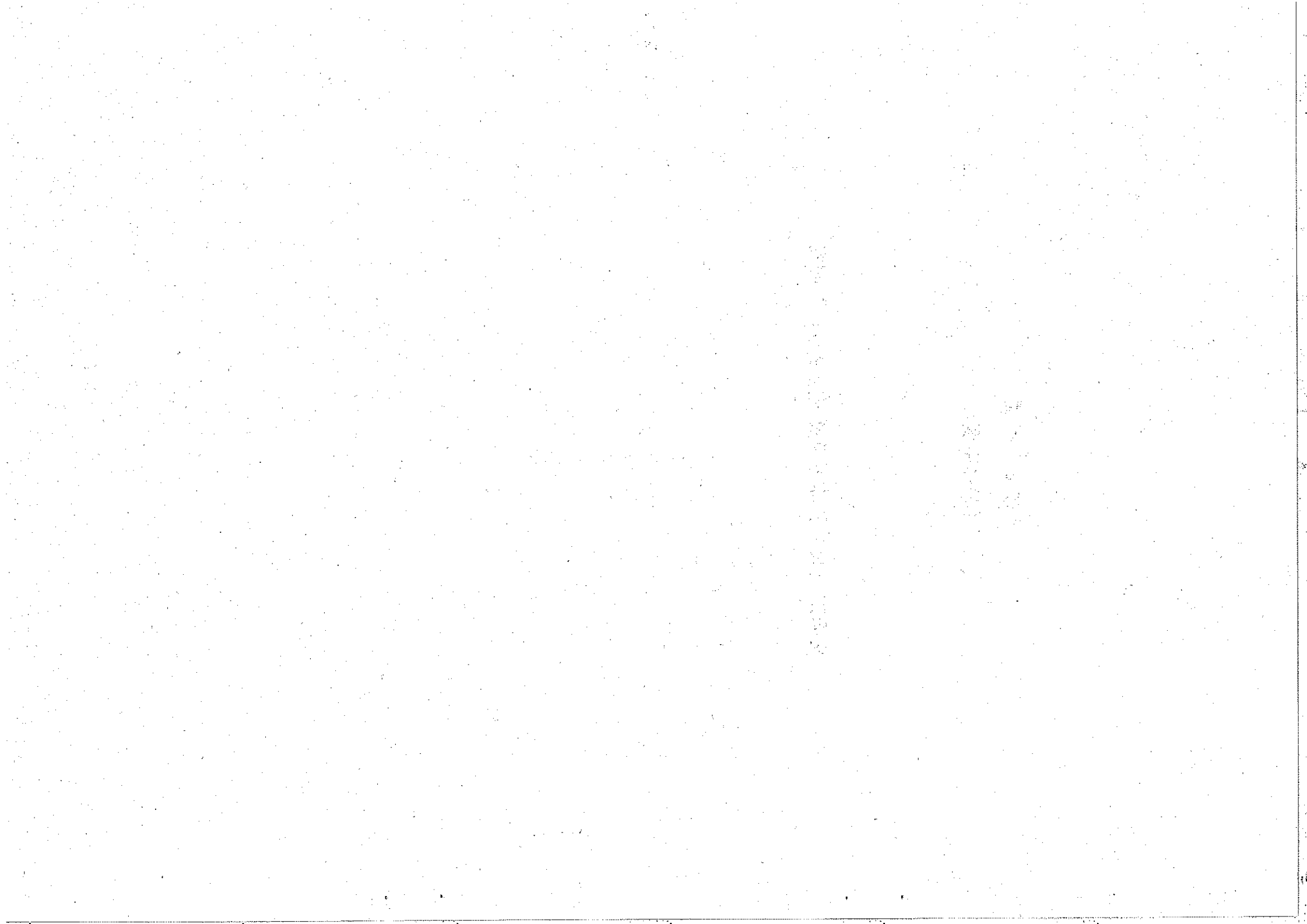
起債の目的	補正区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他
義務教育 整備 事業	補正前	千円 1,004,300	普通貸借 発行 普又証	%以内 4 (注)	府 政 の 他	年以内 25	年以内 5	半年賦又は 元利 均等又は元 金均等	必要に 応じ 繰上償還 すること ができる。
	補正後	979,300	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

(注) ただし、利率見直し方式による借入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率



平成 23 年度  
(2011 年度)

箕面市一般会計補正予算 (第 9 号) 説明書



歳入歳出予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 市 税	21,928,426	0	21,928,426
2 地 方 譲 与 税	252,000	16,964	268,964
3 利 子 割 交 付 金	140,000	△24,268	115,732
4 配 当 割 交 付 金	45,000	30,060	75,060
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	26,000	△9,296	16,704
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,080,000	27,100	1,107,100
7 ゴ ー ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,000	2,232	3,232
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	90,000	14,283	104,283
9 地 方 特 例 交 付 金	370,819	0	370,819
10 地 方 交 付 税	871,418	77,118	948,536
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	25,000	△412	24,588
12 分 担 金 及 び 負 担 金	540,662	0	540,662
13 使 用 料 及 び 手 数 料	600,764	0	600,764
14 国 庫 支 出 金	6,320,727	△86,750	6,233,977
15 府 支 出 金	2,827,413	42,486	2,869,899
16 財 産 収 入	221,201	0	221,201
17 寄 附 金	6,747	0	6,747
18 繰 入 金	703,671	0	703,671
19 繰 越 金	509,832	0	509,832
20 諸 収 入	1,610,086	45,464	1,655,550
21 市 債	2,504,512	△25,000	2,479,512
歳 入 合 計	40,675,278	109,981	40,785,259

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	千円 512,228	千円 0	千円 512,228
2 総務費	5,325,195	0	5,325,195
3 民生費	15,593,110	0	15,593,110
4 衛生費	3,855,006	59,981	3,914,987
5 労働費	125,222	0	125,222
6 農林水産業費	167,519	0	167,519
7 商工費	465,851	0	465,851
8 土木費	3,099,702	0	3,099,702
9 消防費	1,267,551	0	1,267,551
10 教育費	7,036,337	50,000	7,086,337
11 災害復旧費	20,000	0	20,000
12 公債費	3,034,310	0	3,034,310
13 諸支出金	123,247	0	123,247
14 子備費	50,000	0	50,000
歳出合計	40,675,278	109,981	40,785,259





2 歳 入

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目	千円	千円	千円
2	地方譲与税	252,000	16,964	268,964
1	地方揮発油譲与税	74,000	808	74,808
	1 地方揮発油譲与税	74,000	808	74,808
2	自動車重量譲与税	178,000	16,155	194,155
	1 自動車重量譲与税	178,000	16,155	194,155
3	地方道路譲与税	0	1	1
	1 地方道路譲与税	0	1	1
3	利子割交付金	140,000	△24,268	115,732
	1 利子割交付金	140,000	△24,268	115,732
	1 利子割交付金	140,000	△24,268	115,732
4	配当割交付金	45,000	30,060	75,060
	1 配当割交付金	45,000	30,060	75,060
	1 配当割交付金	45,000	30,060	75,060
5	株式等譲渡所得割交付金	26,000	△9,296	16,704
	1 株式等譲渡所得割交付金	26,000	△9,296	16,704
	1 株式等譲渡所得割交付金	26,000	△9,296	16,704
6	地方消費税交付金	1,080,000	27,100	1,107,100
	1 地方消費税交付金	1,080,000	27,100	1,107,100
	1 地方消費税交付金	1,080,000	27,100	1,107,100
7	ゴルフ場利用税交付金	1,000	2,232	3,232
	1 ゴルフ場利用税交付金	1,000	2,232	3,232
	1 ゴルフ場利用税交付金	1,000	2,232	3,232
8	自動車取得税交付金	90,000	14,283	104,283

節		説明	
区分	金額 千円		千円
1 地方揮発油 譲与税	808	1 地方揮発油譲与税 補正後 74,808,000円—補正前	74,000,000円 808
1 自動車重量 譲与税	16,155	1 自動車重量譲与税 補正後 194,155,000円—補正前	178,000,000円 16,155
1 地方道路路 譲与税	1	1 地方道路譲与税	1
1 利子割交付金	△24,268	1 利子割交付金 補正後 115,732,000円—補正前	140,000,000円 △24,268
1 配当割交付金	30,060	1 配当割交付金 補正後 75,060,000円—補正前	45,000,000円 30,060
1 株式等譲渡 所得割交付金	△9,296	1 株式等譲渡所得割交付金 補正後 16,704,000円—補正前	26,000,000円 △9,296
1 地方消費税 交付金	27,100	1 地方消費税交付金 補正後 1,107,100,000円—補正前	1,080,000,000円 27,100
1 エルツ場 利用税交付金	2,232	1 エルツ場利用税交付金 補正後 3,232,000円—補正前	1,000,000円 2,232

(数) 8 自動車取得税交付金  
(項)

(款) 8 自動車取得税交付金  
(項) 1 自動車取得税交付金

科目		補正前の額	補正額	計
款	項目	千円	千円	千円
8	1 自動車取得税交付金	90,000	14,283	104,283
	1 自動車取得税交付金	90,000	14,283	104,283
10	地方交付税	871,418	77,118	948,536
	1 地方交付税	871,418	77,118	948,536
	1 地方交付税	871,418	77,118	948,536
11	交通安全対策特別交付金	25,000	△412	24,588
	1 交通安全対策特別交付金	25,000	△412	24,588
	1 交通安全対策特別交付金	25,000	△412	24,588
14	国庫支出金	6,320,727	△86,750	6,233,977
	1 国庫負担金	5,417,015	△105,878	5,311,137
	1 民生費国庫負担金	4,572,089	△65,683	4,506,406

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
1 自動車取得税交付金	14,283	1 自動車取得税交付金 補正後 104,283,000円—補正前	90,000,000円 14,283
1 地方交付税	77,118	2 特別交付税 補正後 177,109,000円—補正前 3 震災復興特別交付税	100,000,000円 9 77,109
1 交通安全対策特別交付金	△412	1 交通安全対策特別交付金 補正後 24,588,000円—補正前	25,000,000円 △412
1 社会福祉費負担金	△5,008	7 障害者自立支援給付費等負担金 補正後 634,220,000円—補正前 9 特別障害者手当等給付費負担金 補正後 55,646,000円—補正前 10 障害者(児)措置費負担金 補正後 0円—補正前	634,324,000円 △4,892 60,538,000円 12,000円 △12
2 児童福祉費負担金	△51,823	1 保育所運営費負担金 補正後 253,790,000円—補正前 2 特別児童扶養手当取扱事務費負担金 補正後 383,000円—補正前 3 児童手当費負担金 補正後 72,000円—補正前 4 助産施設入所費負担金 補正後 728,000円—補正前 5 母子生活支援施設入所費負担金 補正後 2,385,000円—補正前 6 児童扶養手当費負担金 補正後 138,654,000円—補正前 7 子ども手当費負担金 補正後 2,027,280,000円—補正前	260,220,000円 140 243,000円 △1,218 1,290,000円 △86 814,000円 △274 2,659,000円 853 137,801,000円 △44,808 2,072,088,000円
3 生活保護費負担金	△8,852	1 生活保護費負担金 補正後 1,324,526,000円—補正前 2 中国残留邦人生活支援給付費負担金 補正後 0円—補正前	1,331,724,000円 1,654,000円 △1,654

(款) 14 国庫支出金  
(項) 1 国庫負担金

(款) 14 国庫支出金  
(項) 1 国庫負担金

科 目		補正前の額	補正額	計	
款 項	目				
14	1 2 教育費国庫負担金	千円			
		844,926	△43,275	千円 801,651	
	3 消防費国庫負担金	0	3,080	3,080	
2	国庫補助金	177,926	△9,888	168,038	
1	1 民生費国庫補助金	88,607	△11,510	77,097	
2	2 衛生費国庫補助金	14,353	1,474	15,827	
3	3 教育費国庫補助金	46,489	△11,174	35,315	
6	6 消防費国庫補助金	6,752	11,322	18,074	
3	3 国庫委託金	37,451	15,141	52,592	
2	2 民生費国庫委託金	32,193	15,141	47,334	
4	4 国庫交付金	688,335	13,875	702,210	
		2 民生費国庫交付金	38,336	△14,173	24,163
		4 土木費国庫交付金	19,414	△54	19,360
		5 教育費国庫交付金	119,983	28,102	148,085
15 府	支 出 金	2,827,413	42,486	2,869,899	

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
1 小学校校費金	△28,769	1 学校施設整備費負担金 補正後 469,458,000円—補正前	498,227,000円 △28,769
2 中学校校費金	△14,506	1 学校施設整備費負担金 補正後 332,193,000円—補正前	346,699,000円 △14,506
1 消防費負担金	3,080	1 緊急消防援助隊活動費負担金 $3,080 \times 10 / 10 = 3,080$	3,080
1 社会福祉費金	1,364	4 障害者自立支援給付費等補助金 補正後 1,647,000円—補正前	2,264,000円 △617
		5 地域生活支援事業費等補助金 補正後 59,384,000円—補正前	57,950,000円 1,434
		37 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 $547 \times 10 / 10 = 547$	547
2 児童福祉費金	△5,284	2 母子自立支援事業費補助金 補正後 3,684,000円—補正前	8,968,000円 △5,284
3 生活保護費金	△7,590	1 生活保護適正実施推進事業費補助金 補正後 11,835,000円—補正前	5,360,000円 6,475
		4 自立支援プログラムの策定実施推進事業費補助金 補正後 0円—補正前	7,465,000円 △7,465
		5 住宅・生活支援対策事業費補助金 補正後 0円—補正前	6,600,000円 △6,600
1 保健衛生費金	1,474	1 保健事業費補助金 補正後 15,827,000円—補正前	14,353,000円 1,474
1 教育総務費金	△11,174	3 幼稚園就園奨励費補助金 補正後 30,172,000円—補正前	41,346,000円 △11,174
1 消防費補助金	11,322	3 緊急消防援助隊設備整備費補助金 $22,647 \times 1 / 2 = 11,322$	11,322
2 児童福祉費金	15,141	1 子ども手当取扱事務費委託金 補正後 19,239,000円—補正前	4,098,000円 15,141
1 児童福祉費金	△14,173	1 次世代育成支援対策交付金 補正後 24,163,000円—補正前	38,336,000円 △14,173
1 土木管理費金	△54	3 社会资本整備総合交付金 補正後 14,493,000円—補正前	14,547,000円 △54
1 小学校校費金	△2,167	1 安全・安心な学校づくり交付金 補正後 0円—補正前	23,450,000円 △23,450
		2 学校施設環境改善交付金 補正後 70,273,000円—補正前	48,990,000円 21,283
2 中学校校費金	30,269	2 学校施設環境改善交付金 補正後 51,312,000円—補正前	21,043,000円 30,269

(款) 15 府支出金

(項)

(款) 15 府支出金  
(項) 1 府負担金

款	項	科	目	補正前の額	補正額	計
				千円	千円	千円
15	1	府	負担金	1,286,548	△22,727	1,263,821
		1	民生費府負担金	1,286,548	△22,727	1,263,821
	2	府	補助金	1,055,829	40,510	1,096,339
		1	総務費府補助金	5,700	24,800	30,500
		2	民生費府補助金	529,959	15,273	545,232
		7	土木費府補助金	4,434	△156	4,278
		9	教育費府補助金	50,027	593	50,620
	3	府	委託金	71,954	△3,070	68,884
		1	総務費府委託金	65,106	△3,070	62,036
	4	府	交付金	413,082	27,773	440,855
		1	総務費府交付金	219,771	20,504	240,275



節		説明		
区分	金額			
	千円			
1 社会福祉 負担 費金	△6	9 障害者(児)措置費負担金 補正後 0円—補正前	6,000円	△6
2 児童福祉 負担 費金	△142	1 保育所運営費負担金 補正後 126,895,000円—補正前	130,110,000円	△3,215
		2 児童手当費負担金 補正後 74,000円—補正前	752,000円	△678
		3 助産施設入所費負担金 補正後 364,000円—補正前	407,000円	△43
		4 母子生活支援施設入所費負担金 補正後 1,192,000円—補正前	1,329,000円	△137
		5 子ども手当費負担金 補正後 299,554,000円—補正前	295,623,000円	3,931
3 生活保護 負担 費金	△22,579	1 生活保護費負担金 補正後 59,257,000円—補正前	81,836,000円	△22,579
1 総務管理 補助 費金	24,800	7 大阪府市町村振興補助金 37,200×2/3=24,800		24,800
1 社会福祉 補助 費金	717	4 地域生活支援事業費等補助金 補正後 29,692,000円—補正前	28,975,000円	717
2 児童福祉 補助 費金	6,789	3 休日保育事業費補助金 補正後 1,034,000円—補正前	935,000円	99
		11 延長保育事業費補助金 補正後 20,055,000円—補正前	20,887,000円	△832
		12 放課後児童健全育成事業費補助金 補正後 41,419,000円—補正前	40,843,000円	576
		18 学童保育施設整備費補助金 補正後 2,412,000円—補正前	2,999,000円	△587
		21 安心子ども基金特別対策事業費補助金 補正後 187,729,000円—補正前	180,196,000円	7,533
4 生活保護 補助 費金	7,767	1 住宅・生活支援対策事業費補助金 7,767×10/10=7,767		7,767
1 土木管理 補助 費金	△156	1 震災対策推進事業費補助金 補正後 4,278,000円—補正前	4,434,000円	△156
3 社会教育 補助 費金	593	4 おおさか元気広場推進事業費補助金 補正後 2,901,000円—補正前	2,308,000円	593
4 統計調査 委託 費金	△3,070	18 経済センサス活動調査委託金 補正後 3,816,000円—補正前	6,886,000円	△3,070
1 総務管理 交付 費金	12,824	5 権限移譲事務費交付金 補正後 2,523,000円—補正前	1,437,000円	1,086

(款) 15 府支出金  
(項) 4 府交付金

(款) 15 府支出金  
(項) 4 府交付金

款	項	科 目	補正前の額	補正額	計	
						千円
15	4	1 [総務費府交付金]				
			2 民生費府交付金	184,617	6,220	190,837
			3 農林水産業費府交付金	970	60	1,030
			5 土木費府交付金	4,870	989	5,859
			20 諸 収 入	1,610,086	45,464	1,655,550
6	雑 入		497,183	45,464	542,647	
		3 雑 入	281,261	7,987	289,248	
		4 過 年 度 収 入	2,801	37,477	40,278	
		21 市 債	2,504,512	△25,000	2,479,512	
1	市 債		2,504,512	△25,000	2,479,512	
		2 教 育 債	1,004,300	△25,000	979,300	

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
		6 権限移譲事務費交付金 (共同処理分) 補正後 13,248,000円—補正前 1,641,000円	11,607
		8 権限移譲初期の経費交付金 (共同処理分) 補正後 700,000円—補正前 569,000円	131
2 徴税費交付金	7,680	1 府民税徴収取扱費交付金 補正後 188,113,000円—補正前 180,433,000円	7,680
1 社会福祉費 交付金	15,933	1 行旅死亡人取扱交付金 補正後 0円—補正前 1,051,000円	△1,051
		4 地域福祉交付金 補正後 40,484,000円—補正前 23,500,000円	16,984
2 児童福祉費 交付金	△9,713	1 子育て支援交付金 補正後 33,747,000円—補正前 43,460,000円	△9,713
1 農業費交付金	60	8 認定農業者事務移譲交付金 補正後 37,000円—補正前 9,000円	28
		10 農空間保全事務移譲交付金	32
1 土木管理費 交付金	989	4 土地区画整理法移譲事務費交付金 補正後 5,641,000円—補正前 4,652,000円	989
2 雑入	7,987	37 消防団員等公務災害補償等共済基金支出金 補正後 8,139,000円—補正前 6,581,000円	1,558
		48 箕面森町内緑地維持管理納付金	15,000
		51 大阪府市町村振興協会市町村交付金 補正後 67,831,000円—補正前 70,000,000円	△2,169
		61 地域省工ネルギー普及促進対策助成金 補正後 53,136,000円—補正前 59,538,000円	△6,402
1 過年度収入	37,477	1 過年度収入 平成22年度生活保護費負担金他	37,477
1 小学校事業債	△20,600	7 彩都地区小学校整備事業債 補正後 422,400,000円—補正前 427,800,000円	△5,400
		9 小学校施設改修事業債 補正後 93,500,000円—補正前 108,700,000円	△15,200
2 中学校事業債	△4,400	5 彩都地区中学校整備事業債 補正後 418,500,000円—補正前 415,400,000円	3,100
		6 中学校施設改修事業債 補正後 44,900,000円—補正前 52,400,000円	△7,500

(款) 21 市債  
(項) 1 市債

3 歳 出

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

款 項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
					千円	千円
4 衛 生 費		3,855,006	59,981	3,914,987	一般財源	59,981
	1 保 健 衛 生 費	1,038,514	59,981	1,098,495	一般財源	59,981
	1 保 健 衛 生 総 務 費	249,714	59,981	309,695	一般財源	59,981
10 教 育 費		7,036,337	50,000	7,086,337	一般財源	50,000
1 教 育 総 務 費		1,401,357	50,000	1,451,357	一般財源	50,000
	1 教 育 委 員 会 費	146,797	50,000	196,797	一般財源	50,000

節		金額 千円	説明	千円
区分	金額			
25 積立金	59,981	50 保健福祉総合推進基金積立事業【健康福祉政策課】	59,981	
		25 積立金	59,981	
		13 保健福祉総合推進基金積立金	59,981	
25 積立金	50,000	50 学校教育施設整備基金積立事業【学校管理課】	50,000	
		25 積立金	50,000	
		4 学校教育施設整備基金積立金	50,000	

(款) 10 教育費  
(項) 1 教育総務費

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区分	補正前	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債	補正前	11,948,694	13,001,630	1,004,300	1,548,413	12,457,517
	補正			△ 25,000		△ 25,000
	補正後	11,948,694	13,001,630	979,300	1,548,413	12,432,517
(8) 小学校	補正前	376,673	1,668,935	536,500	47,961	2,157,474
	補正			△ 20,600		△ 20,600
	補正後	376,673	1,668,935	515,900	47,961	2,136,874
(9) 中学校	補正前	761,473	2,060,072	467,800	11,865	2,516,007
	補正			△ 4,400		△ 4,400
	補正後	761,473	2,060,072	463,400	11,865	2,511,607
合計	補正前	26,870,262	28,548,889	2,504,512	2,563,312	28,490,089
	補正			△ 25,000		△ 25,000
	補正後	26,870,262	28,548,889	2,479,512	2,563,312	28,465,089

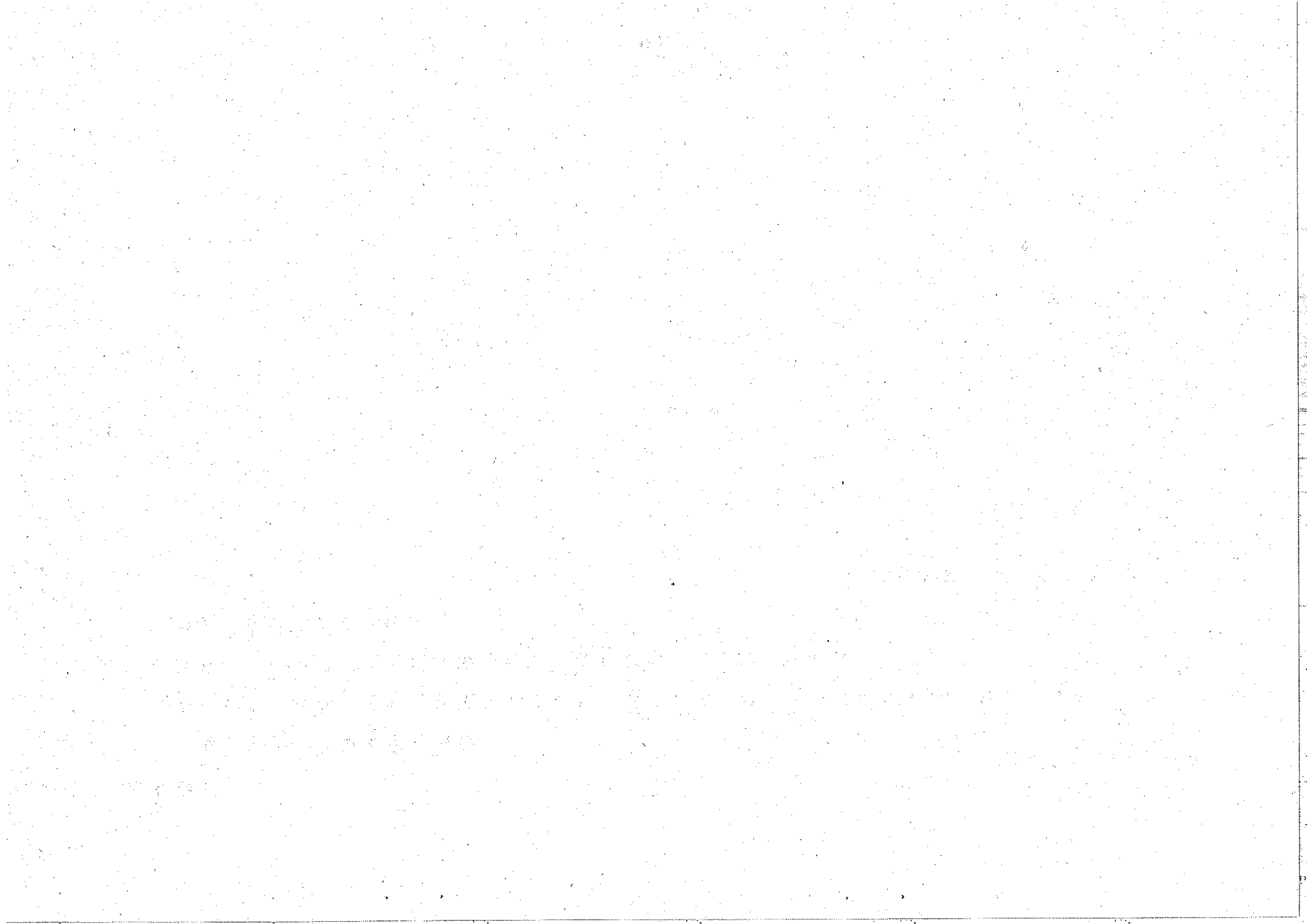
報告第12号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙「専決処分書」のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年6月4日提出

箕面市長 倉田哲郎





写

専決第4号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

平成23年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第6号）（別紙）

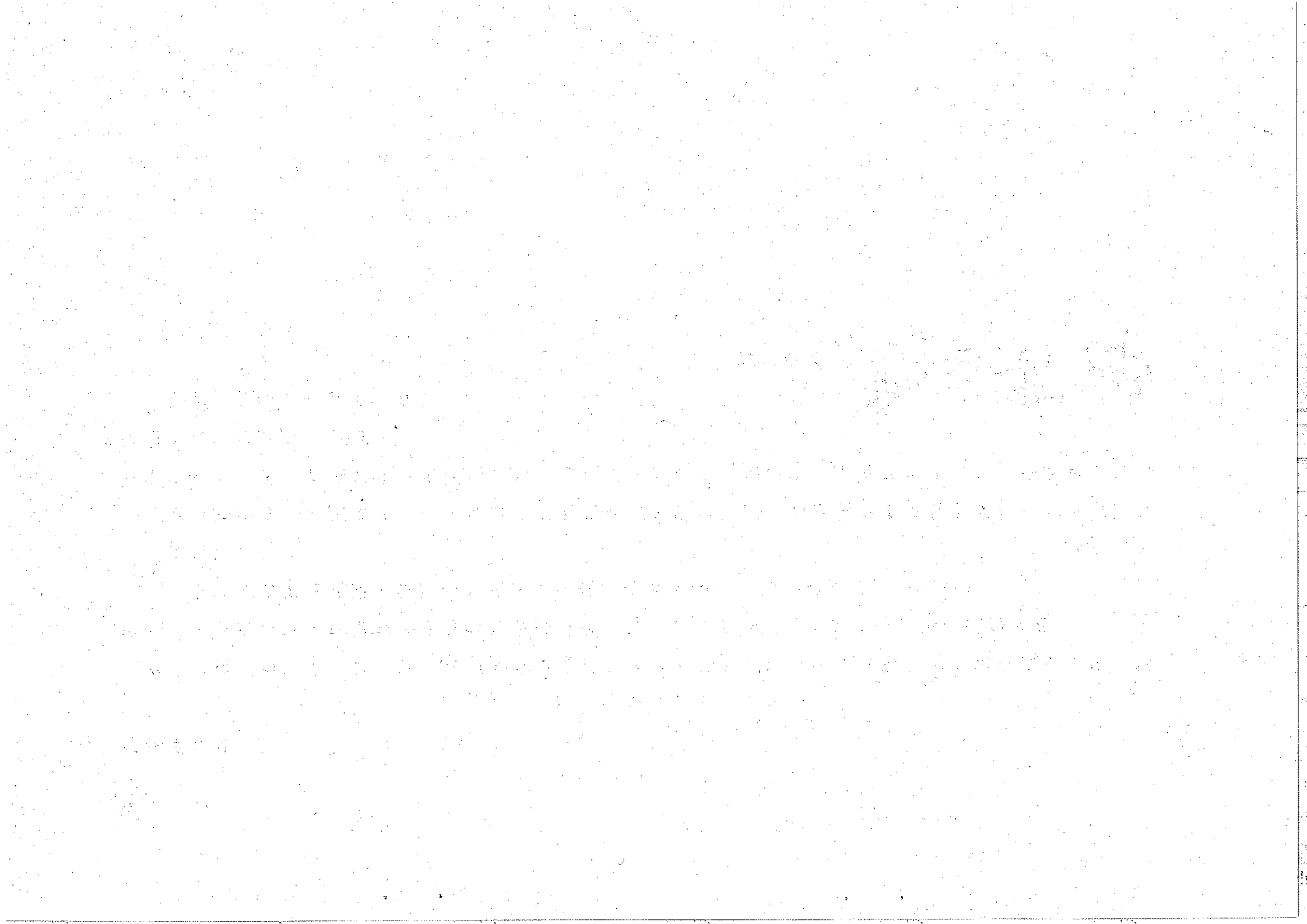
（理由）

国庫補助金等の確定に伴い、平成23年度箕面市特別会計国民健康保険事業費予算を補正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかなので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成24年3月31日専決

箕面市長

倉田哲郎



平成23年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第6号)

平成23年度箕面市の特別会計国民健康保険事業費の補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算のうち「第1表 歳入歳出予算補正」に掲げるとおり当該款項の区分及び当該区分ごとの金額を補正する。

平成24年3月31日専決

箕面市長 倉田哲郎

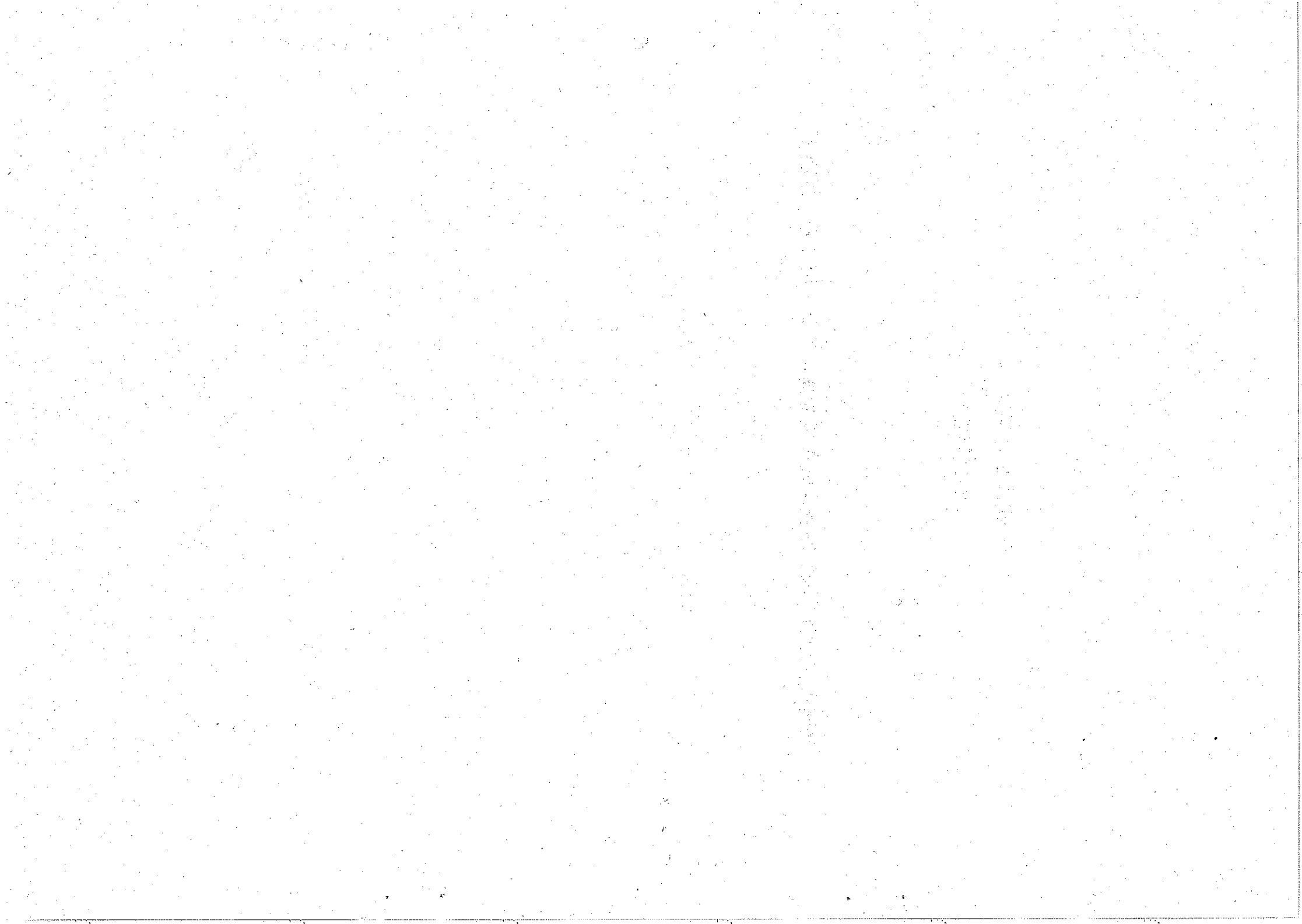
第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
3 国庫支出金	1 国庫負担金	2,810,273	△4,882	2,805,391
	2 国庫補助金	2,495,977	3,057	2,499,034
		314,296	△7,939	306,357
6 府支出金		554,660	32,555	587,215
	1 府負担金	82,222	3,057	85,279
	2 府補助金	472,438	29,308	501,746
	3 府委託金	0	190	190
9 諸収入		3,488,759	△27,673	3,461,086
	1 雑収入	3,488,759	△27,673	3,461,086
歳入合計		17,248,470	0	17,248,470

平成 23 年度  
(2011年度)

箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算 (第 6 号) 説明書



歳入歳出予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 国民健康保険料	3,542,380	0	3,542,380
2 使用料及び手数料	865	0	865
3 国庫支出金	2,810,273	△4,882	2,805,391
4 療養給付費等交付金	593,216	0	593,216
5 前期高齢者交付金	3,658,711	0	3,658,711
6 府支出金	554,660	32,555	587,215
7 共同事業交付金	1,252,374	0	1,252,374
8 繰入金	1,347,191	0	1,347,191
9 諸収入	3,488,759	△27,673	3,461,086
10 財産収入	41	0	41
歳入合計	17,248,470	0	17,248,470

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

款 項	科 目	補正前の額	補正額	計
3 国 庫 支 出 金		2,810,273	△4,882	2,805,391
1 国 庫 負 担 金		2,495,977	3,057	2,499,034
2 高 額 医 療 費 共 同 事 業 金 負 担		63,780	3,057	66,837
2 国 庫 補 助 金		314,296	△7,939	306,357
1 財 政 調 整 交 付 金		312,416	△7,944	304,472
3 国 民 健 康 保 險 災 害 臨 時 特 例 補 助 金		0	5	5
6 府 支 出 金		554,660	32,555	587,215
1 府 負 担 金		82,222	3,057	85,279
1 高 額 医 療 費 共 同 事 業 金 負 担		63,780	3,057	66,837
2 府 補 助 金		472,438	29,308	501,746
1 府 補 助 金		12,883	634	13,517
2 財 政 調 整 交 付 金		459,555	28,674	488,229
3 府 委 託 金		0	190	190
1 府 委 託 金		0	190	190
9 諸 収 入		3,488,759	△27,673	3,461,086
1 雑 入		3,488,759	△27,673	3,461,086
8 雑 入		705,404	△27,673	677,731





[The page contains a large, faint, and illegible watermark or bleed-through from the reverse side of the document. The text is mirrored and cannot be transcribed.]

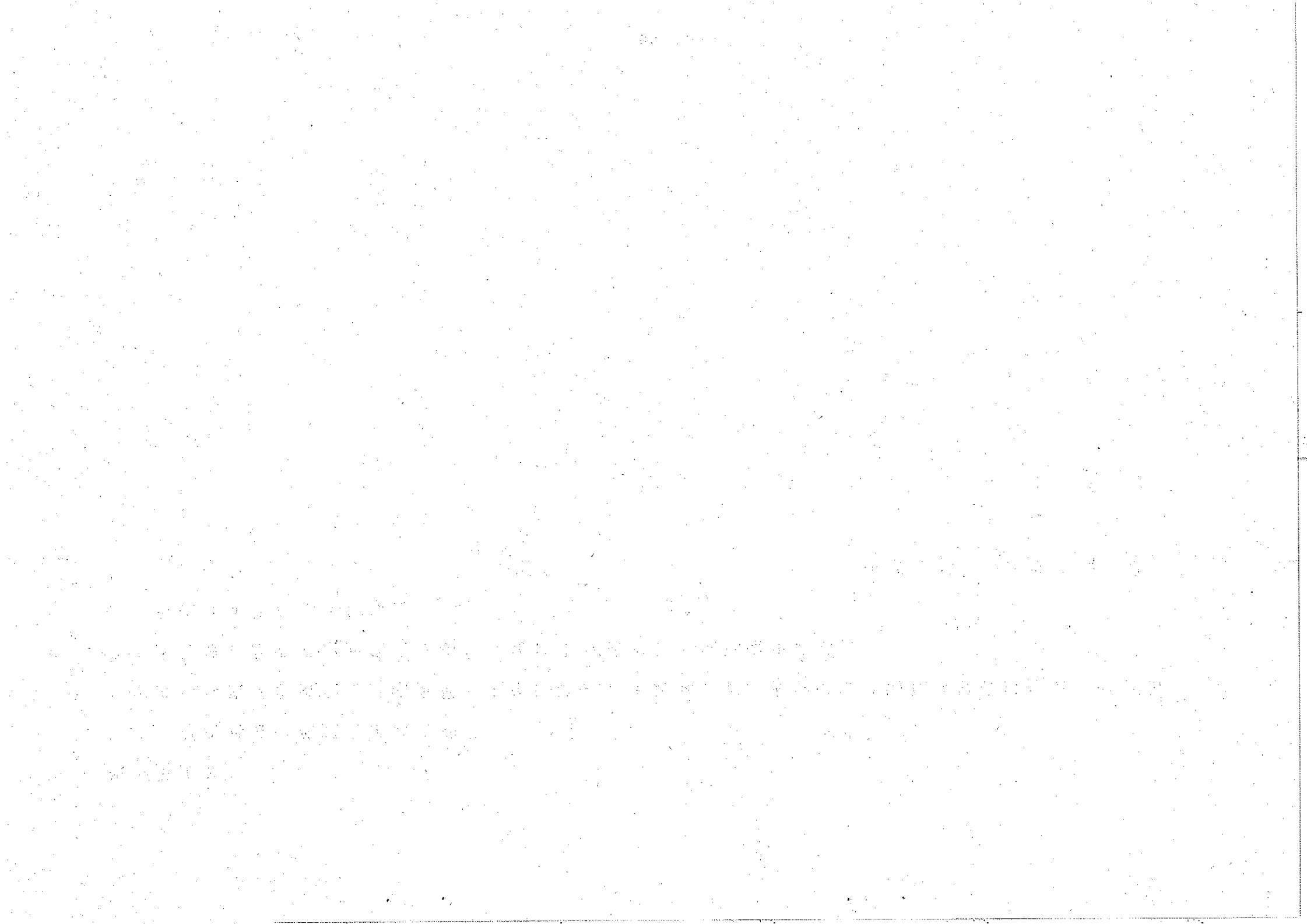
報告第13号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙「専決処分書」のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年6月4日提出

箕面市長 倉田哲郎



写

専決第5号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

平成23年度箕面市病院事業会計補正予算（第4号）（別紙）

（理由）

府補助金の確定に伴い、平成23年度箕面市病院事業会計予算を補正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかなので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成24年3月31日専決

箕面市長

倉田哲郎

1. 凡在本行存款达到一定数额者，均可享受本行提供的各项金融服务。

2. 本行将根据客户的存款余额，为其提供相应的利率优惠及理财产品推荐。

3. 客户在办理业务时，请携带有效身份证件，以便进行身份验证。

4. 本行承诺为客户提供安全、快捷、专业的金融服务，竭诚为您服务。

5. 如有疑问，请随时拨打本行客服热线进行咨询。

中国工商银行  
 总行：北京

平成23年度箕面市病院事業会計補正予算（第4号）

第1条 平成23年度箕面市病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成23年度箕面市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 病院事業収益	7,880,097千円	8,497千円	7,888,594千円
第2項 医業外収益	196,098千円	8,497千円	204,595千円

平成24年3月31日専決

箕面市長 倉 田 哲 郎

平成23年度（2011年度）箕面市病院事業会計補正予算実施計画（第4号）

収益的収入及び支出

収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業収益			千円 7,880,097	千円 8,497	千円 7,888,594	
	2 医業外収益		196,098	8,497	204,595	
		5 府補助金		140	8,497	8,637



平成23年度(2011年度)箕面市病院事業会計資金計画補正(第4号)

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
	千円	千円	千円
受 入 資 金	12,071,476	8,497	12,079,973
1 事 業 収 益	7,903,846	8,497	7,912,343
支 払 資 金	9,219,379		9,219,379
差 引	2,852,097	8,497	2,860,594

Year	1950	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960
Population	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
Area	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
Income	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
Production	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
Consumption	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
Investment	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
Government	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
Private	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
Total	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

Source: Bureau of Economic Analysis, Department of Commerce, Washington, D.C.

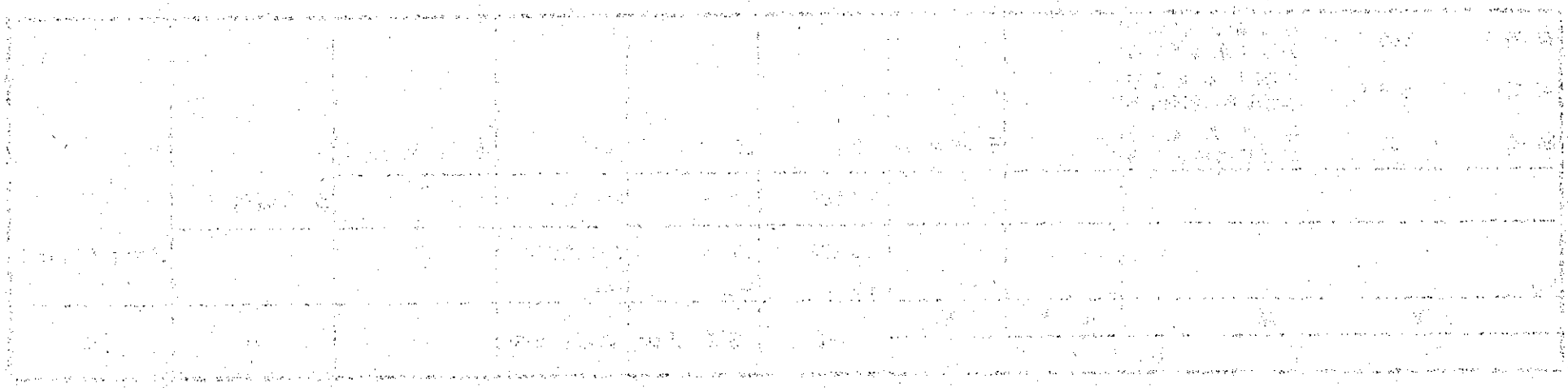
平成23年度（2011年度）箕面市病院事業会計補正予算（第4号）説明書

THE UNIVERSITY OF CHICAGO PRESS

収益的収入及び支出

収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
						節	金額	備 考
1 病院事業収益			千円 7,880,097	千円 8,497	千円 7,888,594		千円	千円
	2 医業外収益		196,098	8,497	204,595			
		5 府補助金	140	8,497	8,637	府補助金	8,637	新人看護職員研修 事業補助金 530 皆増 女性医師等就労環境 改善事業補助金 5,969 皆増 受入困難事案患者 受入事業補助金 1,998 皆増



報告第14号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙「専決処分書」のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年6月4日提出

箕面市長 倉田哲郎

1912年11月11日

北京 德胜门内 德胜门箭楼 德胜门箭楼

德胜门箭楼 德胜门箭楼 德胜门箭楼 德胜门箭楼

德胜门箭楼 德胜门箭楼

德胜门箭楼



写

専決第6号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

平成23年度箕面市水道事業会計補正予算（第3号）（別紙）

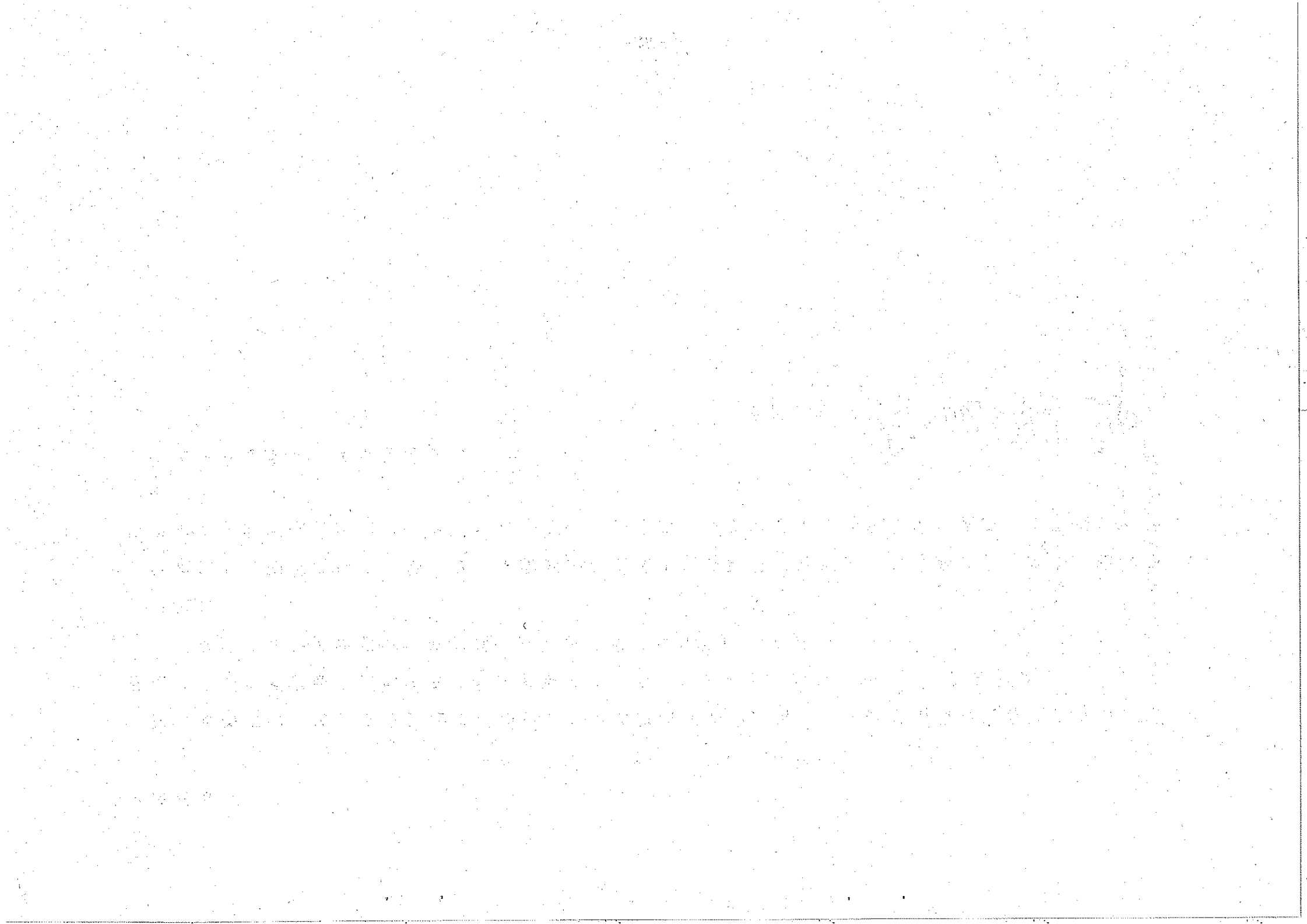
（理由）

府負担金の確定に伴い、平成23年度箕面市水道事業会計予算を補正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかなので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成24年3月31日専決

箕面市長

倉田哲郎



平成23年度箕面市水道事業会計補正予算(第3号)

第1条 平成23年度箕面市水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成23年度箕面市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第1款 水道事業収益	2,994,119 千円	1,018 千円	2,995,137 千円
第2項 営業外収益	258,180 千円	1,018 千円	259,198 千円

平成24年3月31日専決

箕面市長 倉 田 哲 郎

平成23年度(2011年度)箕面市水道事業会計補正予算実施計画(第3号)

収益的收入及び支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業 収益	2 営業外収益		2,994,119	1,018	2,995,137	
			258,180	1,018	259,198	
		6 府負担金	0	1,018	1,018	東日本大震災被災地支援費 負担金

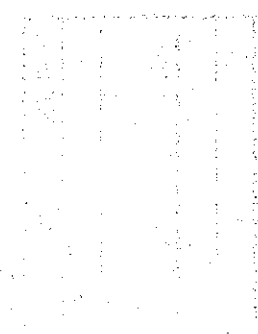
平成 23 年度 (2011 年度)

箕面市水道事業会計補正予算 (第 3 号) 参考資料

収益的收入及び支出  
収入

款・項	目	既決予定額 (千円)	修正予定額 (千円)	計 (千円)
1 水道事業収益		2,994,119	1,018	2,995,137
2 営業外収益		259,180	1,018	259,198
	6 府負担金	0	1,018	1,018

		明 細	
節	金 額	備 考	
	(千円)		(千円)
府負担金	1,018	東日本大震災被災地支援費負担金	1,018 新規計上





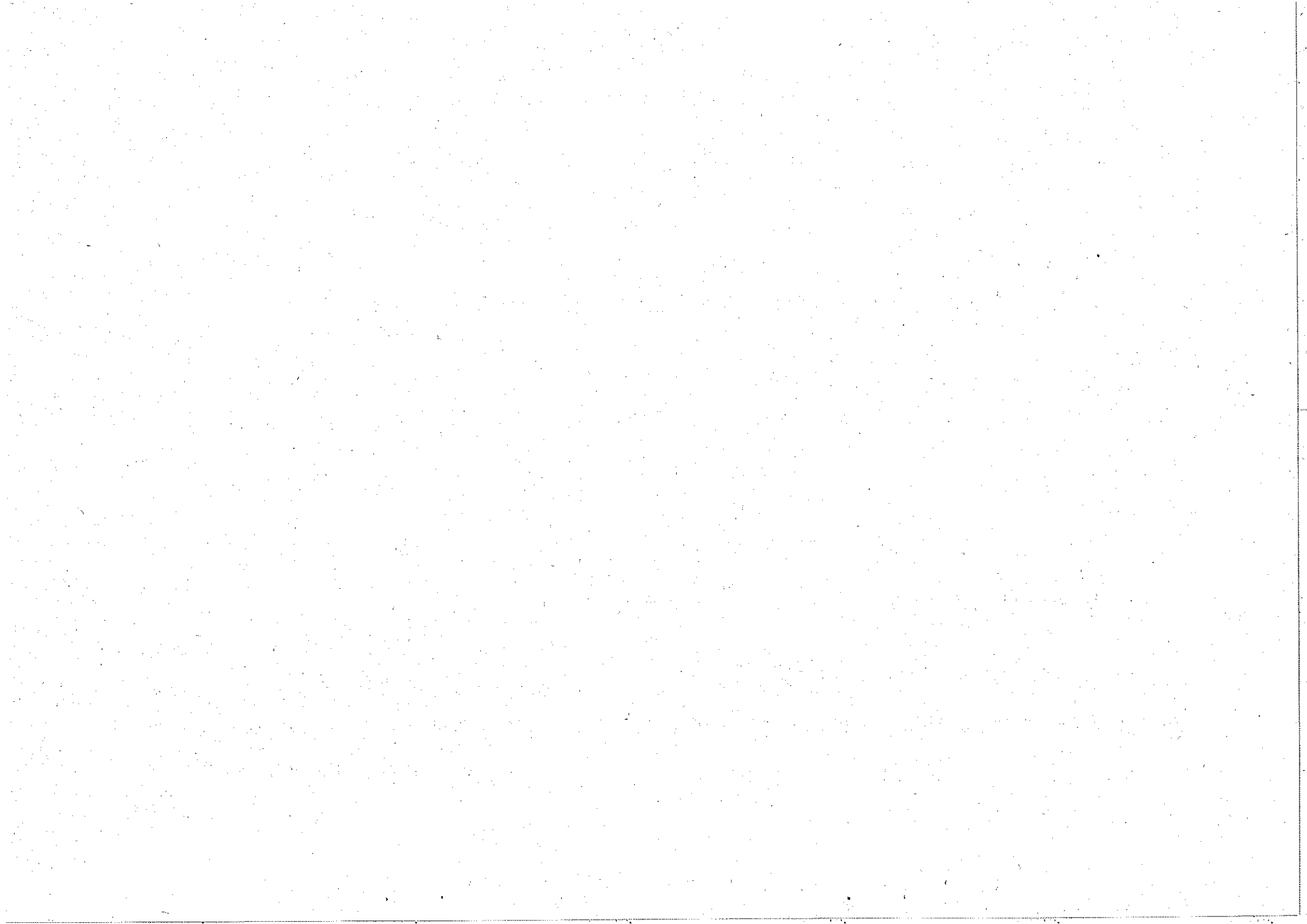
報告第15号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙「専決処分書」のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年6月4日提出

箕面市長 倉田哲郎



写

専決第8号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

平成24年度箕面市一般会計補正予算（第2号）（別紙）

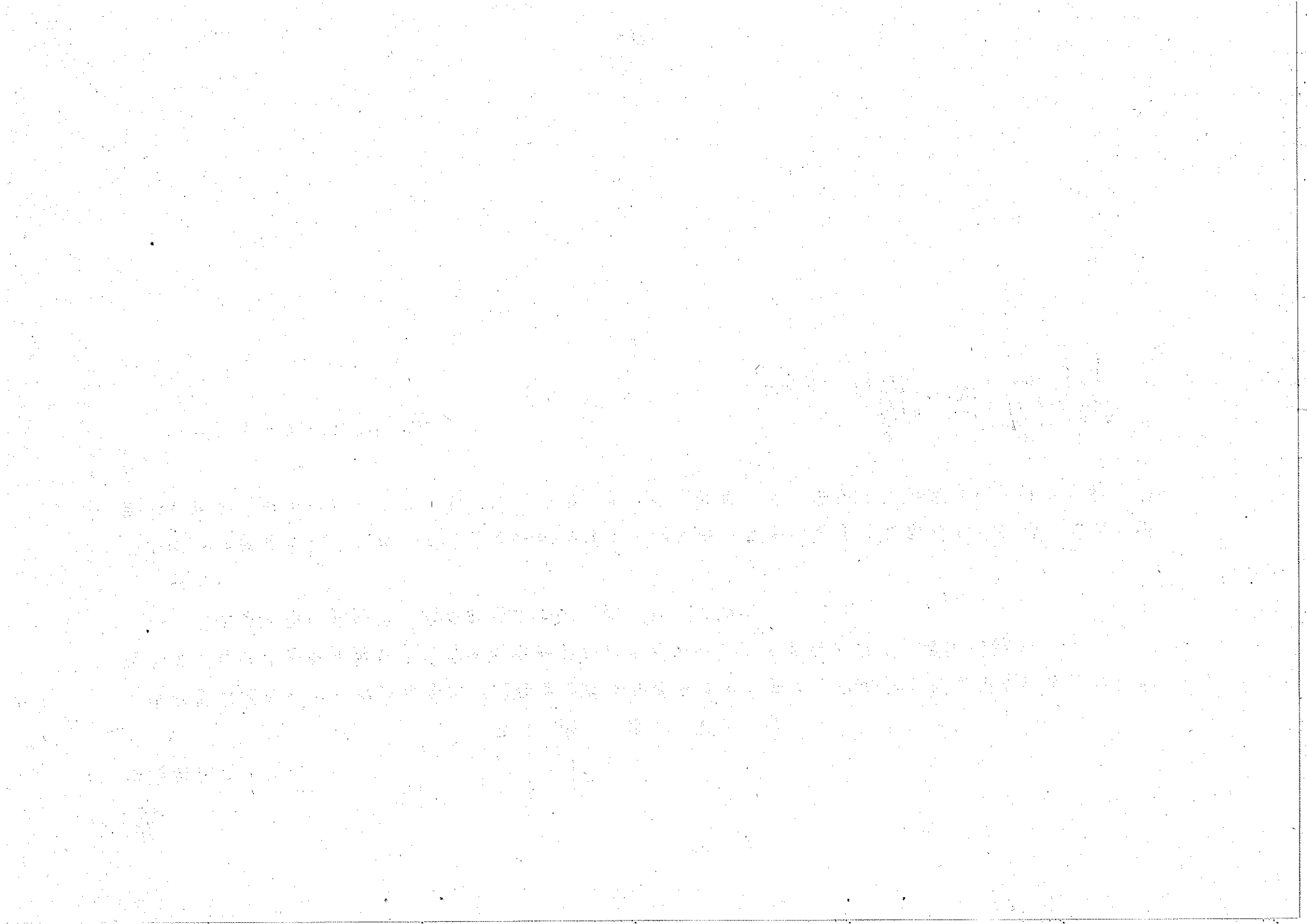
（理由）

市債の借換えを行うため、平成24年度箕面市一般会計予算を補正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかなので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成24年5月18日専決

箕面市長

倉田哲郎



平成24年度箕面市一般会計補正予算(第2号)

平成24年度箕面市の一般会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ519,780千円を追加し、歳入歳出それぞれ38,883,479千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年5月18日専決

箕面市長 倉田哲郎

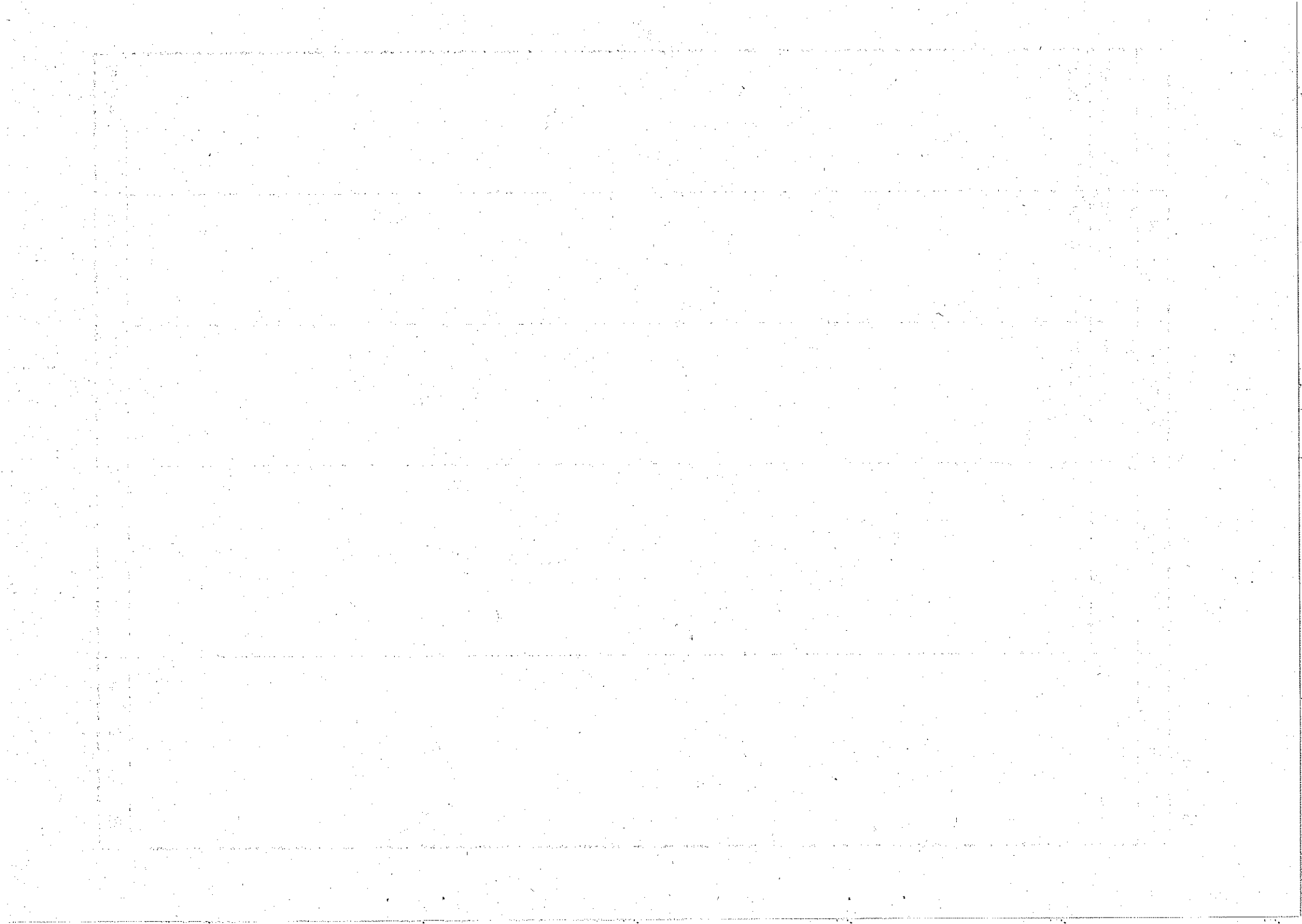
第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
21 市債	1 市債	2,520,200	519,780	3,039,980
		2,520,200	519,780	3,039,980
歳入合計		38,363,699	519,780	38,883,479

歳 出

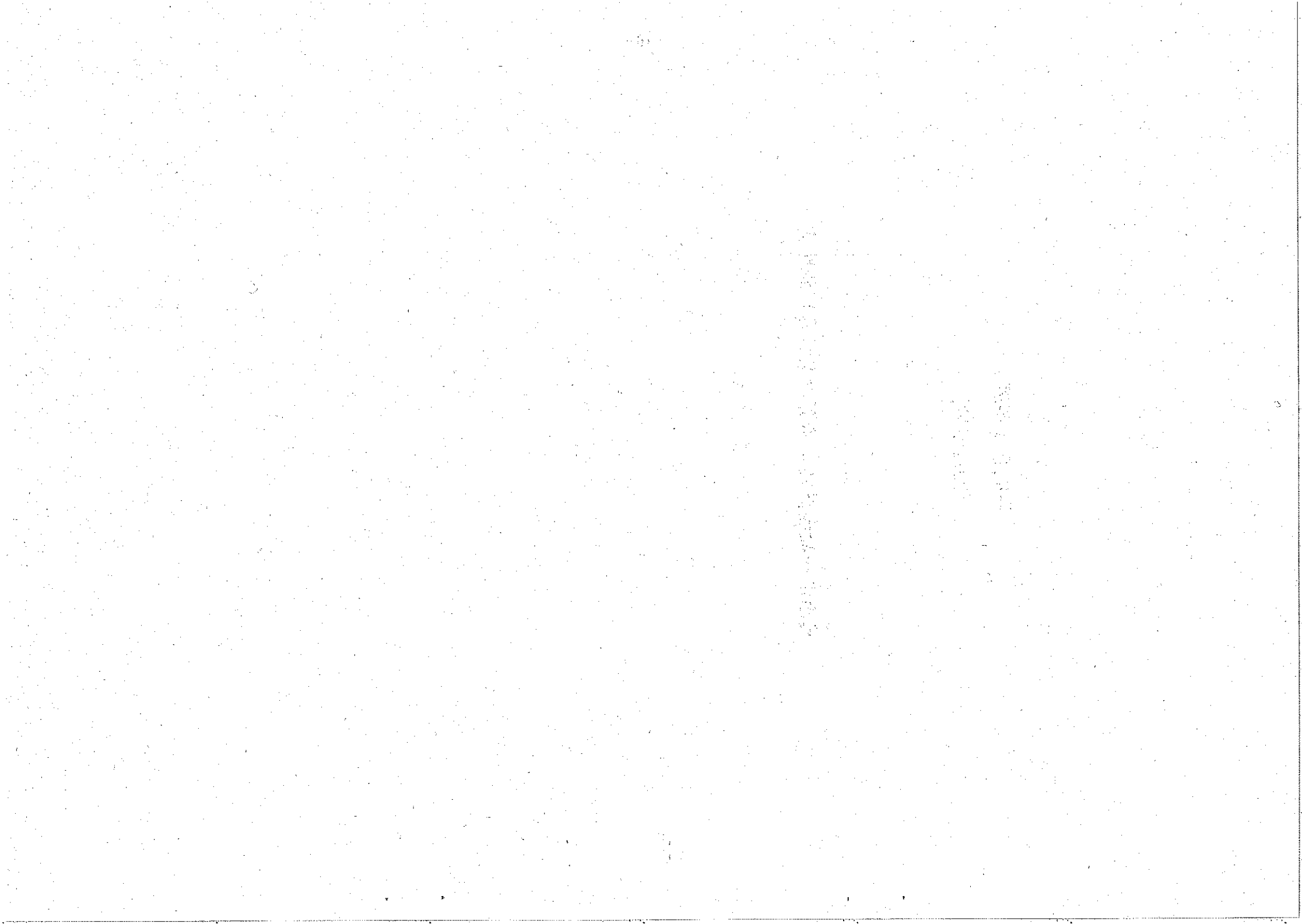
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
12 公 債 費		3,013,802	519,780	3,533,582
	1 公 債 費	3,013,802	519,780	3,533,582
歳 出 合 計		38,363,699	519,780	38,883,479





平成24年度  
(2012年度)

箕面市一般会計補正予算(第2号) 説明書



歳入歳出予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 市 税	21,947,000	0	21,947,000
2 地 方 譲 与 税	228,000	0	228,000
3 利 子 割 交 付 金	113,000	0	113,000
4 配 当 割 交 付 金	67,000	0	67,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	22,000	0	22,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,103,000	0	1,103,000
7 ゴ ー ル フ ー 場 利 用 税 交 付 金	2,000	0	2,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	78,000	0	78,000
9 地 方 特 例 交 付 金	136,000	0	136,000
10 地 方 交 付 税	870,000	0	870,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	25,000	0	25,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	593,470	0	593,470
13 使 用 料 及 び 手 数 料	614,873	0	614,873
14 国 庫 支 出 金	5,179,597	0	5,179,597
15 府 支 出 金	2,606,396	0	2,606,396
16 財 産 収 入	522,239	0	522,239
17 寄 附 金	1	0	1
18 繰 入 金	636,045	0	636,045
19 繰 越 金	1,000	0	1,000
20 諸 収 入	1,098,878	0	1,098,878
21 市 債	2,520,200	519,780	3,039,980
歳 入 合 計	38,363,699	519,780	38,883,479

歳出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	472,852	0	472,852
2 総務費	5,772,115	0	5,772,115
3 民生費	15,838,378	0	15,838,378
4 衛生費	3,836,191	0	3,836,191
5 労働費	127,584	0	127,584
6 農林水産業費	107,124	0	107,124
7 商工費	216,450	0	216,450
8 土木費	3,414,611	0	3,414,611
9 消防費	1,162,395	0	1,162,395
10 教育費	4,331,447	0	4,331,447
11 災害復旧費	20,000	0	20,000
12 公債費	3,013,802	519,780	3,533,582
13 諸支出金	750	0	750
14 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	38,363,699	519,780	38,883,479



2 歳 入

(款) 21 市債

(項) 1 市債

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項			
21	市債	千円 2,520,200	千円 519,780	千円 3,039,980
1	市債	2,520,200	519,780	3,039,980
4	土木債	145,700	519,780	665,480

節		明	
区分	金額 千円	説明	千円
1 都市計画法 事業債	519,780	5 平成15年度箕面新都心整備事業債借換債	519,780

(款) 21 市債  
(項) 1 市債

3 歳 出

(款) 12 公債費

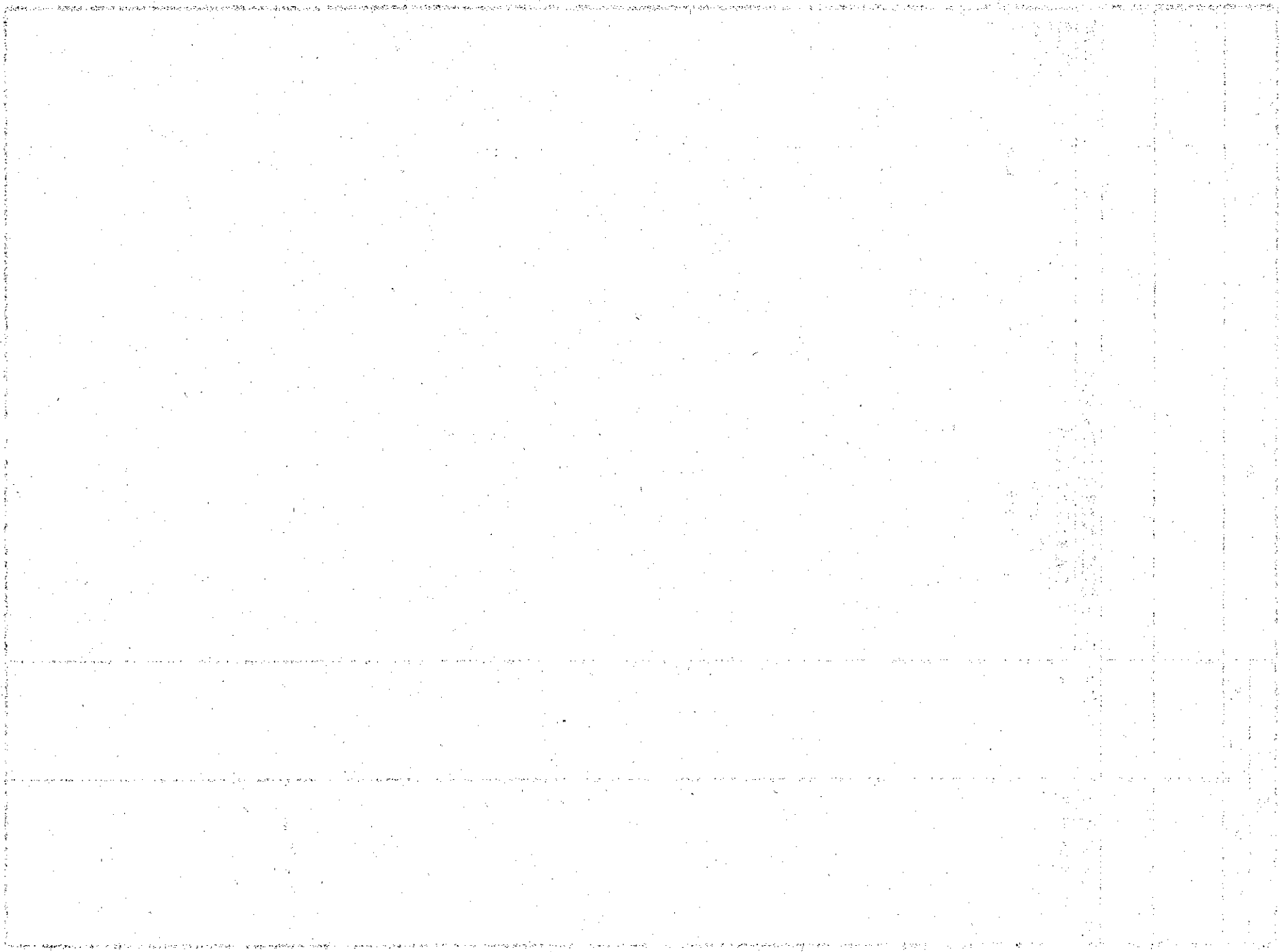
(項) 1 公債費

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳
12 公 債 費	3,013,802	519,780	3,533,582	市債 519,780
1 公 債 費	3,013,802	519,780	3,533,582	市債 519,780
1 元 金	2,544,488	519,780	3,064,268	市債 519,780



節		説明	
区分	金額 千円		千円
23 償還金 引料	519,780	50 公債費線上償還事業【財政経営課】 23 償還金引料 1 償還金 市中銀行	519,780 519,780 519,780

(款) 12 公債費  
(項) 1 公債費



第 4 7 号議案

市営住宅の明渡し及び家賃納入請求に係る訴えの提起の件  
市営住宅の明渡し及び家賃納入を求める訴えを提起する。

平成 2 4 年 6 月 4 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

1 相手方



2 訴えの提起の理由

相手方は、平成 2 1 年 1 2 月以降市営住宅家賃を滞納し、家賃の催告及び明渡しの請求にも応じないため、訴えにより明渡し及び家賃の納入を求め、市営住宅の健全な運営を図るもの。

3 訴訟遂行の方針

本市の職員（みどりまちづくり部建築住宅課職員）を訴訟代理人として定める。

(提案理由)

市営住宅の明渡し及び家賃納入を求める訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により提案するものである。

第四十八号議案

箕面市税条例改正の件

箕面市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年六月四日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市税条例の一部を改正する条例

箕面市税条例（昭和二十五年箕面市条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

附則第五条の三の見出しを「平成二十五年度又は平成二十六年年度における土地の価格の特例」に改め、同条第一項中「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に、「平成二十三年度分」を「平成二十六年年度分」に改め、同条第二項中「平成二十二年度適用土地」を「平成二十五年度適用土地」に、「平成二十二年度類似適用土地」を「平成二十五年度類似適用土地」に、「平成二十三年度分」を「平成二十六年年度分」に改める。

附則第五条の五中「附則第七条第九項各号」を「附則第七条第八項各号」に改める。

附則第五条の五の二中「附則第七条第十項各号」を「附則第七条第九項各号」に改める。

附則第二十八条の次に次の一条を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

第二十八条の二 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが

東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地

震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。))第十一条の六第一項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。)をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡(震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。)をした場合には、附則第十二条第一項中「第三十六条」とあるのは「第三十六条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。))と、「同法第三十一条第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十一条第一項」と、附則第十三条第三項中「第三十七条の九の五まで」とあるのは「第三十七条の九の五まで(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。))と、附則第十四条第一項中「租税特別措置法第三十一条の三第一項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。))と、附則第十五条第一項中「第三十六条」とあるのは「第三十六条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。))と、「同法第三十二条第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十二条第一項」として、附則第十二条、附則第十三条、附則第十四条又は附則第十五条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第十六条

第一項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第十六条の二第一項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第二十九条の見出し中「適用期限」を「適用期間等」に改め、同条中「につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）」を「につき震災特例法」に、「附則第四十五条第二項」を「附則第四十五条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第五項までの規定の適用を受けた場合における附則第四条の二及び第四条の二の二の規定の適用については、附則第四条の二第一項中「法附則第五条の四第六項」とあるのは「法附則第四十五条第四項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四第六項」と、附則第四条の二の二第一項中「法附則第五条の四の二第五項」とあるのは「法附則第四十五条第四項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四の二第五項」とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十六条第一項ただし書の改正規定及び次条第一項の規定は、平成二十六年一月一日から施行する。

##### （市民税に関する経過措置）

第二条 改正後の第十六条第一項の規定は、平成二十六年以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成二十五年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 改正後の附則第二十九条の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）等の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。



第四十九号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例改正の件

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年六月四日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年箕面市条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号を次のように改める。

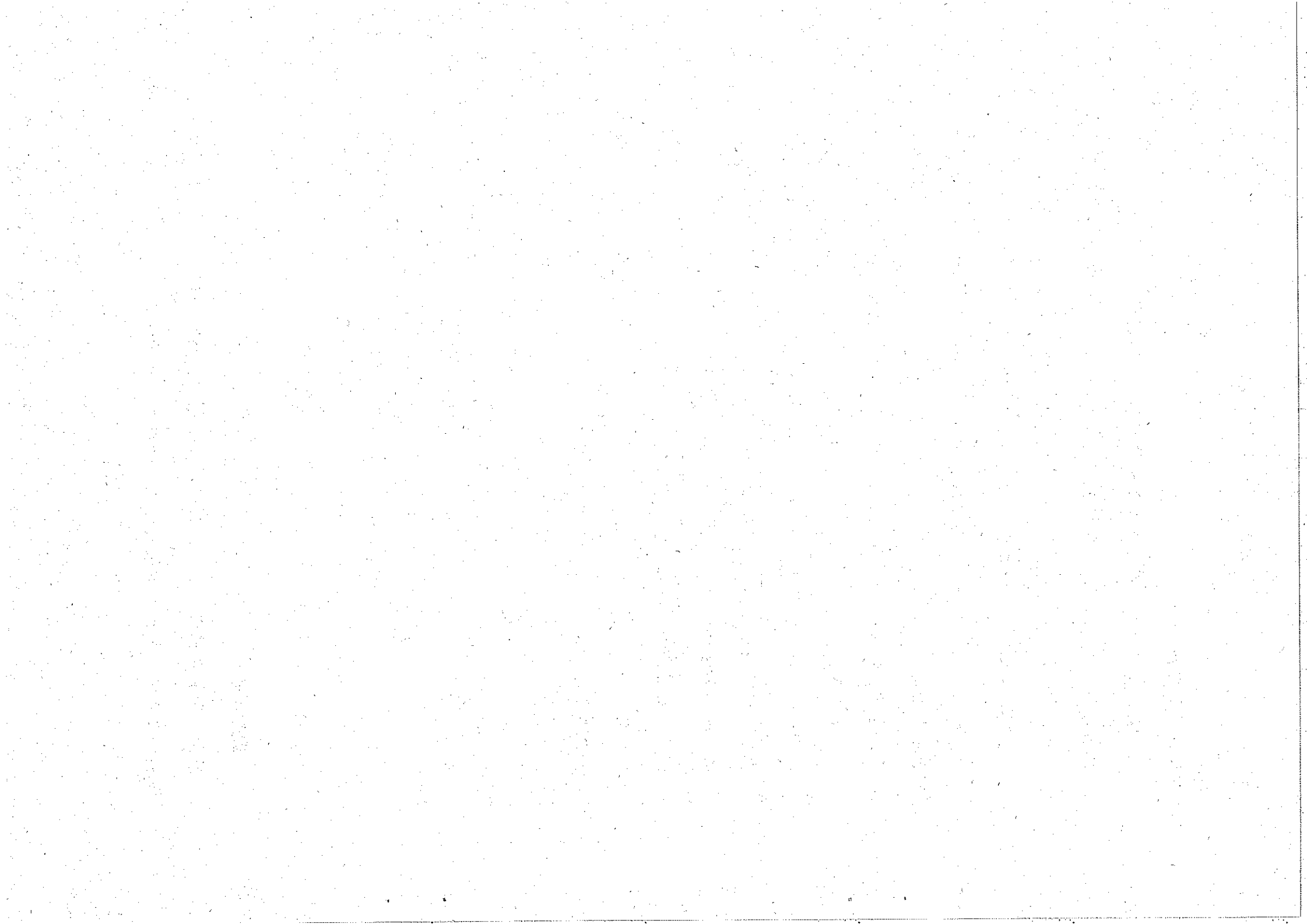
三 一般財団法人箕面市障害者事業団

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

箕面市障害者事業団が財団法人から一般財団法人へ移行したことに伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。



第五十号議案

箕面市営競艇運営審議会条例改正の件

箕面市営競艇運営審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年六月四日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市営競艇運営審議会条例の一部を改正する条例

箕面市営競艇運営審議会条例（昭和三十九年箕面市条例第三十八号）の  
一部を次のように改正する。

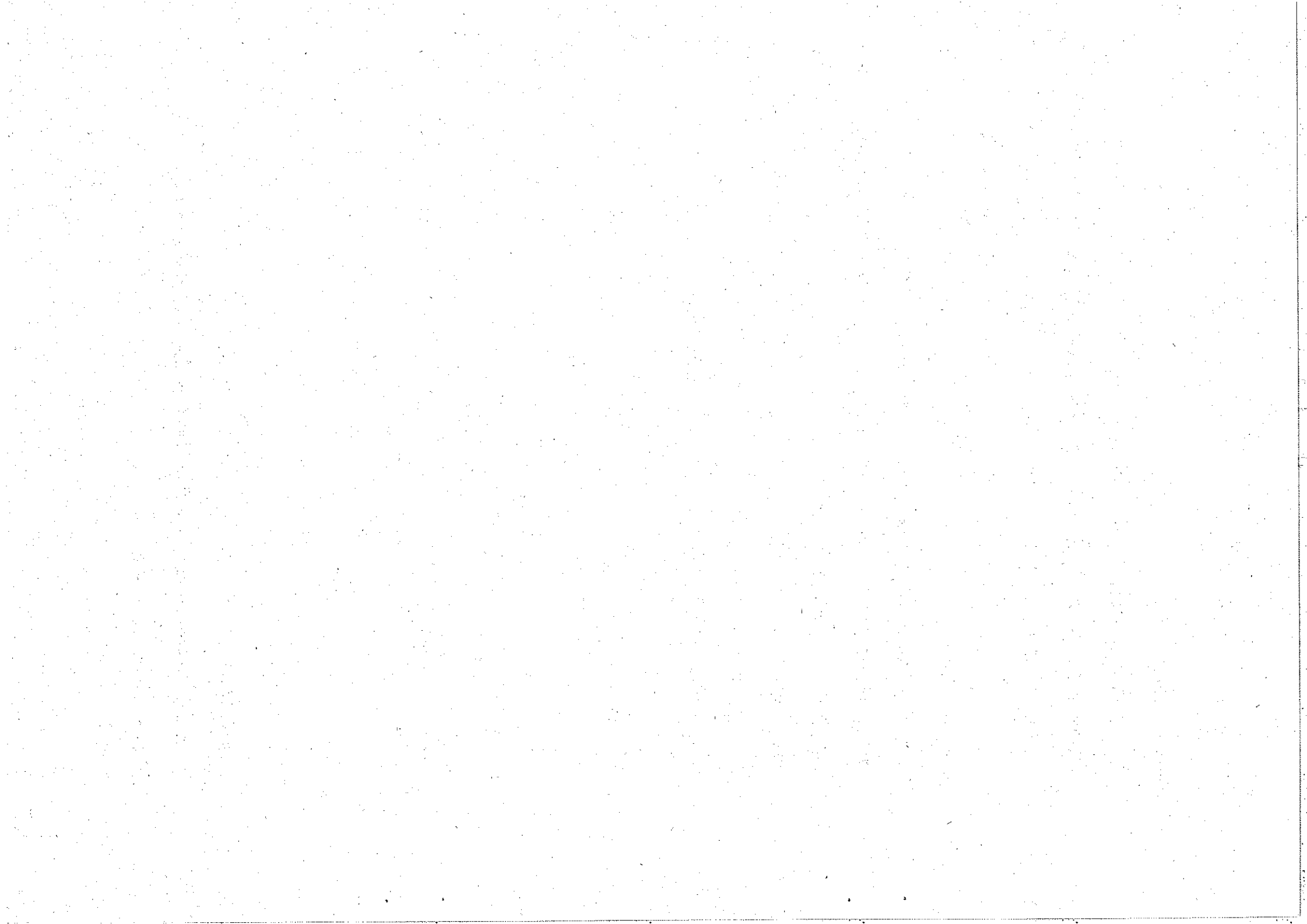
第三条第一号中「二十五人」を「二十三人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年八月二十九日から施行する。

（提案理由）

箕面市営競艇運営審議会の市議会議員の委員の定数を改定するため、本  
条例を改正するものである。



第五十一号議案

箕面市ホームヘルプサービス手数料条例改正の件

箕面市ホームヘルプサービス手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年六月四日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市ホームヘルプサービス手数料条例の一部を改正する条

例

箕面市ホームヘルプサービス手数料条例（昭和五十八年箕面市条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表備考第一号中「前々年の所得税」を「前々年の所得税」に改め、同表備考中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同表備考第三号中「（昭和二十二年法律第七十五号）」の下に「（以下これらを「所得税法等」という。）」を、「適用しないものとする」の下に「。次号において同じ」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四 前号の規定にかかわらず、ホームヘルプサービスを利用する日の属する年の前年（当該ホームヘルプサービスを利用する日が一月一日から六月三十日までの場合にあつては、前々年）の十二月三十一日現在において年齢十九歳未満の扶養親族（所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）を有する世帯の階層区分がC階層、D階層、E階層、F階層及びG階層における「前年の所得税の額」とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額を所得税法第八十四条に規定する扶養控除の額に加えた額を当該扶養控除の額とみなして所得税法等の規定によって計算された所得税の額をいう。

イ 年齢十六歳未満の扶養親族 三十八万円に当該年齢十六歳未満の扶養親族の人数を乗じて得た額

ロ 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族 二十五万円に当該年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族の人数を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行うホームヘルプサービスに係る手数料から適用し、同日前に行ったホームヘルプサービスに係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

ホームヘルプサービスに係る手数料の額を決定する基準となる所得税額の算定において、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の改正に伴う年少扶養控除等の廃止の影響を可能な限り生じさせないよう関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第五十二号議案

箕面市日常生活用具の給付等に係る費用の負担に関する条例

改正の件

箕面市日常生活用具の給付等に係る費用の負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年六月四日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市日常生活用具の給付等に係る費用の負担に関する条例の一部を改正する条例

箕面市日常生活用具の給付等に係る費用の負担に関する条例（平成十二年箕面市条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一に備考として次のように加える。

備考

一 一月一日から六月三十日までの間に日常生活用具の給付又は貸与を申請する者は、「前年の所得税」とあるのは、「前々年の所得税」とする。

二 七月一日以降において、前年の所得税の額が明らかでない場合は、当該前年の所得税の額が明らかとなるまでの間は、前々年の所得税の額によるものとする。

三 世帯の階層区分がC階層、D階層、E階層、F階層及びG階層における「前年の所得税の額」とは、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）（以下これらを「所得税法等」という。）の規

定によつて計算された所得税の額（この所得税の額を計算する場合には、所得税法第九十二条第一項並びに第九十五条第一項、第二項及び第三項並びに租税特別措置法第四十一条第一項及び第二項の規定は、適用しないものとする。次号において同じ。）をいう。

四 前号の規定にかかわらず、日常生活用具の給付又は貸与の申請を行う日の属する年の前年（当該申請を行う日が一月一日から六月三十日までの場合にあっては、前々年）の十二月三十一日現在において年齢十九歳未満の扶養親族（所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）を有する世帯の階層区分がC階層、D階層、E階層、F階層及びG階層における「前年の所得税の額」とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額を所得税法第八十四条に規定する扶養控除の額に加えた額を当該扶養控除の額とみなして所得税法等の規定によつて計算された所得税の額をいう。

イ 年齢十六歳未満の扶養親族 三十八万円に当該年齢十六歳未満の扶養親族の人数を乗じて得た額

ロ 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族 二十五万円に当該年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族の人数を乗じて得た額

別表第二に備考として次のように加える。

備考 別表第一備考第一号から第四号までの規定は、難病患者等日常生活用具給付費用負担額の世帯の階層区分について準用する。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成二十四年七月一日から施行する。

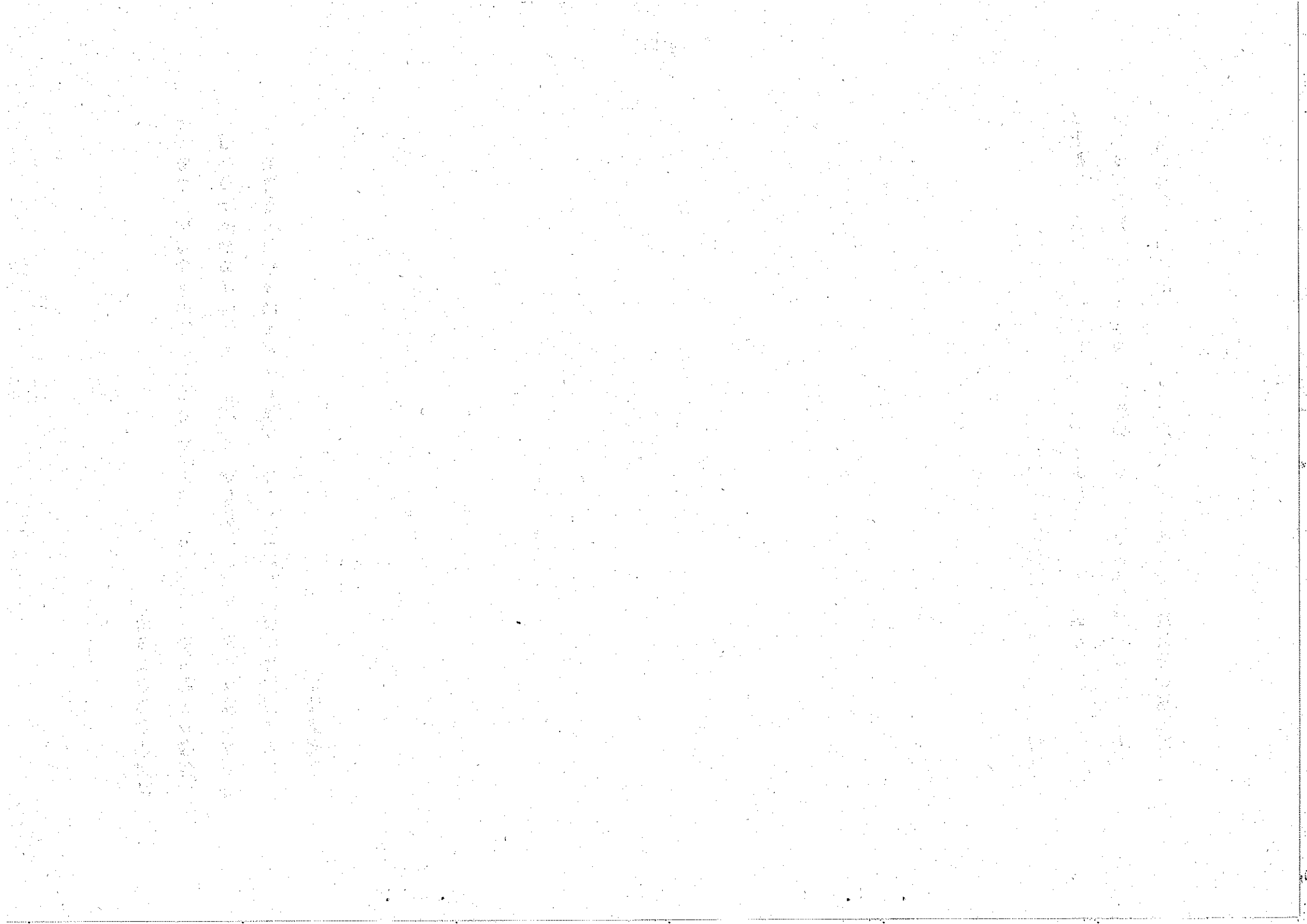
##### （経過措置）



2 改正後の別表第一及び別表第二の規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった日常生活用具の給付又は貸与に要する費用の負担から適用し、同日前に申請のあった日常生活用具の給付又は貸与に要する費用の負担については、なお従前の例による。

(提案理由)

日常生活用具の給付又は貸与に要する費用の負担額を決定する基準となる所得税額の算定において、所得税法の改正に伴う年少扶養控除等の廃止の影響を可能な限り生じさせないよう関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。



第53号議案

平成24年度箕面市一般会計補正予算(第3号)

平成24年度箕面市の一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,659千円を追加し、歳入歳出それぞれ38,893,138千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年6月4日提出

箕面市長 倉田哲郎

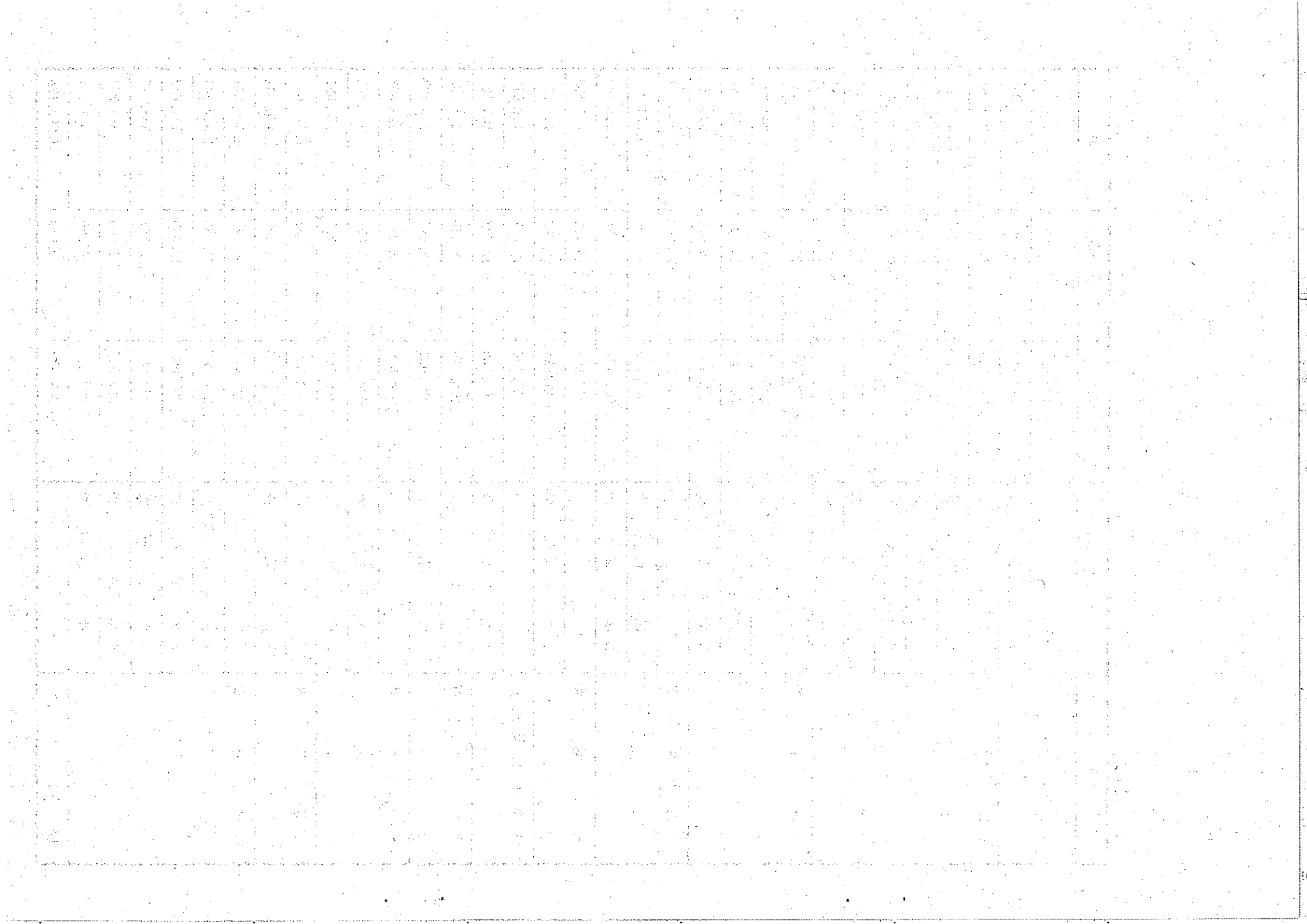
第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
17 寄 附 金	1 寄 附 金	1	4,000	4,001
		1	4,000	4,001
19 繰 越 金	1 繰 越 金	1,000	1,699	2,699
		1,000	1,699	2,699
20 諸 収 入	6 雑 入	1,098,878	3,960	1,102,838
		472,388	3,960	476,348
歳 入 合 計		38,883,479	9,659	38,893,138

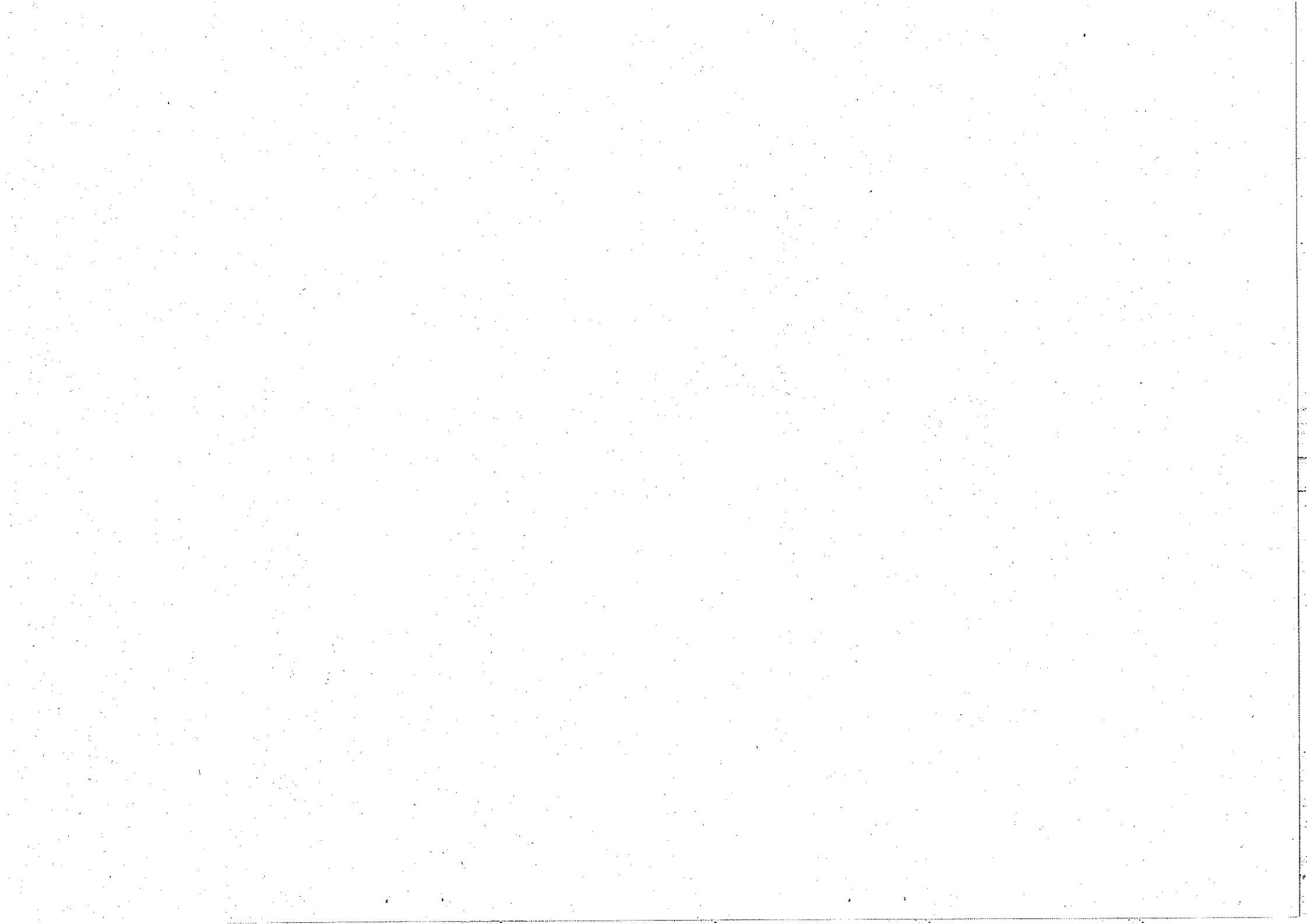
歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 議会費	1 議会費	472,852	△17,467	455,385
		472,852	△17,467	455,385
2 総務費	1 総務管理費	5,772,115	△71,947	5,700,168
	2 徴収税費	5,004,330	△62,067	4,942,263
	3 戸籍住民基本台帳費	326,692	△16,514	310,178
	4 選挙費	261,188	△2,044	259,144
	5 統計調査費	133,530	△149	133,381
3 民生費	1 社会福祉費	22,647	8,827	31,474
	2 児童福祉費	15,838,378	20,954	15,859,332
	3 生活保護費	4,932,175	△3,245	4,928,930
	4 保健衛生費	5,792,925	18,285	5,811,210
	5 清掃費	1,896,944	5,914	1,902,858
4 衛生費	1 労働諸費	3,836,191	△2,914	3,833,277
	2 労働諸費	973,013	△3,009	970,004
5 労働費	1 労働諸費	2,061,197	95	2,061,292
	2 労働諸費	127,584	△10,402	117,182
6 農林水産業費	1 労働諸費	127,584	△10,402	117,182
	2 労働諸費	107,124	12,387	119,511
7 商工費	1 農業費	96,352	12,387	108,739
	2 商工費	216,450	8,045	224,495
8 土木費	1 商工費	181,092	8,045	189,137
	2 土木管理費	3,414,611	6,042	3,420,653
9 消防費	1 土木管理費	1,408,997	5,655	1,414,652
	2 住宅費	156,194	387	156,581
10 教育費	1 消防費	1,162,395	8,137	1,170,532
	2 教育総務費	4,331,447	56,824	4,388,271
歳 出 合 計	1 教育総務費	1,331,285	61,156	1,392,441
	2 小学校費	791,692	△10,036	781,656
	3 中学校費	340,982	△2,157	338,825
	4 幼稚園費	370,945	△1,108	369,837
	5 社会教育費	1,008,282	8,969	1,017,251
歳 出 合 計		38,883,479	9,659	38,893,138



平成24年度  
(2012年度)

箕面市一般会計補正予算(第3号)説明書





歳入歳出予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 市 税	21,947,000	0	21,947,000
2 地 方 譲 与 税	228,000	0	228,000
3 利 子 割 交 付 金	113,000	0	113,000
4 配 当 割 交 付 金	67,000	0	67,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	22,000	0	22,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,103,000	0	1,103,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	2,000	0	2,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	78,000	0	78,000
9 地 方 特 例 交 付 金	136,000	0	136,000
10 地 方 交 付 税	870,000	0	870,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	25,000	0	25,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	593,470	0	593,470
13 使 用 料 及 び 手 数 料	614,873	0	614,873
14 国 庫 支 出 金	5,179,597	0	5,179,597
15 府 支 出 金	2,606,396	0	2,606,396
16 財 産 収 入 金	522,239	0	522,239
17 寄 附 金	1	4,000	4,001
18 繰 入 金	636,045	0	636,045
19 繰 越 金	1,000	1,699	2,699
20 諸 収 入	1,098,878	3,960	1,102,838
21 市 債	3,039,980	0	3,039,980
歳 入 合 計	38,883,479	9,659	38,893,138

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	千円 472,852	千円 △17,467	千円 455,385
2 総務費	5,772,115	△71,947	5,700,168
3 民生費	15,838,378	20,954	15,859,332
4 衛生費	3,836,191	△2,914	3,833,277
5 労働費	127,584	△10,402	117,182
6 農林水産業費	107,124	12,387	119,511
7 商工費	216,450	8,045	224,495
8 土木費	3,414,611	6,042	3,420,653
9 消防費	1,162,395	8,137	1,170,532
10 教育費	4,331,447	56,824	4,388,271
11 災害復旧費	20,000	0	20,000
12 公債費	3,533,582	0	3,533,582
13 諸支出金	750	0	750
14 子備費	50,000	0	50,000
歳出合計	38,883,479	9,659	38,893,138

補正額の財源内訳				
特	定	財	源	一般財源
国府支出金	地方債	その他		
千円	千円	千円	千円	千円
0	0	0	0	△17,467
0	0	2,610	0	△74,557
0	0	0	0	20,954
0	0	0	0	△2,914
0	0	0	0	△10,402
0	0	0	0	12,387
0	0	0	0	8,045
0	0	0	0	6,042
0	0	1,000	0	7,137
0	0	4,000	0	52,824
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	7,610	0	2,049

2 歳 入

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

款 項	科 目	補正前の額	補正額	計
17 寄	附 金	千円 1	千円 4,000	千円 4,001
1 寄	附 金	1	4,000	4,001
	1 ふ る さ と 寄 附 金	1	4,000	4,001
19 繰	越 金	1,000	1,699	2,699
1 繰	越 金	1,000	1,699	2,699
	1 前 年 度 繰 越 金	1,000	1,699	2,699
20 諸	入 収	1,098,878	3,960	1,102,838
6 雑	入	472,388	3,960	476,348
	3 雑 入	274,307	3,960	278,267

節		明 説	
区分	金額 千円		
			千円
1 ふるさと寄附金	4,000	1 ふるさと寄附金 補正後 4,001,000円ー補正前 1,000円	4,000
1 前年度繰越金	1,699	1 前年度繰越金 補正後 2,699,000円ー補正前 1,000,000円	1,699
2 雑入	3,960	7 自治総合センターコミュニティ助成金 32 自治体国際化協会助成金 45 職員給与等返還金	3,500 110 350

(款) 20 雑収入  
(項) 6 雑入

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目	千円	千円	千円	千円
1	議 会 費	472,852	△17,467	455,385	一般財源 △17,467
1	議 会 費	472,852	△17,467	455,385	一般財源 △17,467
1	議 会 費	472,852	△17,467	455,385	一般財源 △17,467
2	総 務 費	5,772,115	△71,947	5,700,168	諸収入 一般財源 △74,557
1	総 務 管 理 費	5,004,330	△62,067	4,942,263	諸収入 一般財源 △64,677
1	一 般 管 理 費	1,562,156	△66,572	1,495,584	一般財源 △66,572

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
1 報酬	△8,897	1 人件費(議会費)【職員課】	△4,806
2 給料	△2,243	2 給料	△2,243
3 職員手当等	△4,931	2 一般職給	△2,243
4 共済費	△766	一般職給	△2,243
19 負担金補助及交付金	△630	3 職員手当等	△1,797
		管理職手当	△492
		4 地域手当	△232
		5 通勤手当	△49
		9 時間外及び休日勤務手当	259
		11 期末勤勉手当	△1,283
		4 共済費	△766
		3 職員共済組合負担金	△775
		11 協会けんぽ負担金	9
		2 議員報酬等関係事業【議事事務局総務課】	△12,031
		1 報酬	△8,897
		1 議員報酬	△8,897
		議長	△18
		副議長	△17
		議員	△8,862
		3 職員手当等	△3,134
		1 議員期末手当	△3,134
		3 議会運営事業【議事事務局総務課】	△630
		19 負担金補助及び交付金	△630
		3 交付金	△630
		政務調査費	△630
2 給料	△53,253	1 人件費(一般管理費特別職給)【職員課】	36
3 職員手当等	△4,654	3 職員手当等	36
		4 地域手当	36
4 共済費	△8,665	2 人件費(一般管理費)【職員課】	△66,608
		2 給料	△53,253
		2 一般職給	△53,253
		一般職給	△53,253
		3 職員手当等	△4,690
		2 扶養手当	1,181
		3 管理職手当	3,684

(款) 2 総務費  
(項) 1 総務管理費

(款) 2 総務費  
(項) 1 総務管理費

款	項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳
2	1	1 [一般管理費]				
		9 人事管理費	885,521	1,895	887,416	一般財源 1,895
		21 人権文化推進費	60,832	110	60,942	諸収入 110
		26 市民活動促進費	404	2,500	2,904	諸収入 2,500
	2	徴 税 費	326,692	△16,514	310,178	一般財源 △16,514
		1 徴 税 総 務 費	258,827	△16,514	242,313	一般財源 △16,514



節		金額 千円	説明	千円
区分	金額			
4 共済費	△1,496	2 人件費(人事管理費雇用保険料)【職員課】	4 地域手当 5 通勤手当 9 時間外及び休日勤務手当 10 住居手当 11 期末勤勉手当 14 児童手当 15 単身赴任手当	△4,551 △2,557 5,238 1,461 △10,571 165 1,260
13 委託料	4,021	4 共済費	4 共済費	△8,665
19 負担金補助及び交付金	△630	7 職員採用事業【人材育成担当】	3 職員共済組合員負担金 7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金	△3,301 △3,483 △1,881
8 報償費	18	12 多文化共生社会推進事業【人権国際課】	1 委託料 採用試験問題作成委託 適性検査判定委託他	4,021 4,021
11 需用費	22	13 委託料	1 委託料	4,021
12 役務費	70	19 負担金補助及び交付金	1 負担金 北摂都市職員共同採用試験	△630 △630
19 負担金補助及び交付金	2,500	50 地域コミュニティ振興助成事業【文化・市民活動促進課】	19 負担金補助及び交付金 コミュニティ助成事業補助金	2,500 2,500
2 給料	△7,980	1 人件費(徴税総務費)【職員課】	2 給料	△16,514 △7,980
3 職員手当等	△6,406	2 一般職給 一般職給	2 一般職給	△7,980
4 共済費	△2,128	3 職員手当等	2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当	△6,406 △710 △1,575 △1,061 238

(款) 2 総務費  
(項) 2 徴税費

(款) 2 総務費  
(項) 2 徴税費

款	科	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
項	目		千円	千円	千円	千円
2	2	1 [徴税総務費]				
	3	戸籍住民基本台帳費	261,188	△2,044	259,144	一般財源 △2,044
		1 戸籍住民基本台帳費	261,188	△2,044	259,144	一般財源 △2,044
	4	選挙費	133,530	△149	133,381	一般財源 △149
		1 選挙管理委員会費	39,805	△149	39,656	一般財源 △149
	5	統計調査費	22,647	8,827	31,474	一般財源 8,827
		1 統計調査総務費	20,611	8,827	29,438	一般財源 8,827

節		明	
区分	金額	説明	千円
		10 住居手当 11 期末勤勉手当 14 児童手当 4 共済費 3 職員共済組合負担金 7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金	△648 △3,050 400 △2,128 △2,448 184 136
2 給料	△2,327	1 人件費 (戸籍住民基本台帳費) 【職員課】 2 給料	△2,327
3 職員手当等	34	2 一般職給 一般職給 3 職員手当等 2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 9 時間外及び休日勤務手当 10 住居手当 11 期末勤勉手当 14 児童手当 4 共済費 3 職員共済組合負担金 11 協会けんぽ負担金	△2,327 34 178 80 △71 26 24 636 △944 105 249 221 28
4 共済費	249		
2 給料	△314	1 人件費 (選挙管理委員会費) 【職員課】 2 給料	△149 △314
3 職員手当等	245	2 一般職給 一般職給 3 職員手当等 2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 11 期末勤勉手当 4 共済費 3 職員共済組合負担金	△314 245 174 96 28 24 △77 △80 △80
4 共済費	△80		
2 給料	4,346	1 人件費 (統計調査総務費) 【職員課】 2 給料	8,827 4,346
3 職員手当等	2,986	2 一般職給 一般職給	4,346 4,346

(款) 2 総務費  
(項) 5 統計調査費

(款) 2 総務費  
(項) 5 統計調査費

科目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
款	項				
2	5	千円	千円	千円	千円
	1 [統計調査総務費]				
3	民 生 費	15,838,378	20,954	15,859,332	一般財源 20,954
	1 社 会 福 祉 費	4,932,175	△3,245	4,928,930	一般財源 △3,245
	1 社会福祉総務費	819,959	5,755	825,714	一般財源 5,755
	7 障害者福祉 セソク タ一 費	39,361	△3,000	36,361	一般財源 △3,000
	13 障害者自立支援 セソク タ一 費	67,772	△6,000	61,772	一般財源 △6,000
	2 児 童 福 祉 費	5,792,925	18,285	5,811,210	一般財源 18,285

節		金額	説明
区分	千円		
4 共 済 費	1,495	千円	3 職員手当等 2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 11 期末勤勉手当 4 共 済 費 3 職員共済組合負担金 11 協会けんぽ負担金
2 給 料	5,106		1 人件費(社会福祉総務費)【職員課】 2 給 料 2 一般職給 一般職給 3 職員手当等 2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 9 時間外及び休日勤務手当 10 住居手当 11 期末勤勉手当 14 児童手当 4 共 済 費 3 職員共済組合負担金 7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金
3 職 員 手 当 等	191		2 給 料 2 一般職給 一般職給 3 職員手当等 2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 9 時間外及び休日勤務手当 10 住居手当 11 期末勤勉手当 14 児童手当 4 共 済 費 3 職員共済組合負担金 7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金
4 共 済 費	458		3 職員手当等 2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 9 時間外及び休日勤務手当 10 住居手当 11 期末勤勉手当 14 児童手当 4 共 済 費 3 職員共済組合負担金 7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金
13 委 託 料	△3,000		1 障害者福祉センター管理運営事業【障害福祉課】 13 委 託 料 1 委 託 料 管理運営委託
13 委 託 料	△6,000		1 あかつき園管理運営事業【障害福祉課】 13 委 託 料 1 委 託 料 管理運営委託 2 コークセンターささゆり管理運営事業【障害福祉課】 13 委 託 料 1 委 託 料 管理運営委託
			13 委 託 料 1 委 託 料 管理運営委託

(款) 3 民生費  
(項) 2 児童福祉費

(款) 3 民生費  
(項) 2 児童福祉費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項 目	千円	千円	千円	千円
3	2 3 保 育 所 費	1,190,820	18,285	1,209,105	一般財源 18,285
	3 生 活 保 護 費	1,896,944	5,914	1,902,858	一般財源 5,914
	1 生 活 保 護 総 務 費	85,040	5,914	90,954	一般財源 5,914
4	生 費	3,886,191	△2,914	3,883,277	一般財源 △2,914
	1 保 健 衛 生 費	973,013	△3,009	970,004	一般財源 △3,009
	1 保 健 衛 生 総 務 費	188,912	△3,009	185,903	一般財源 △3,009

節		金額 千円	説明	千円
区分	金額			
2	給料	7,881	1 人件費(保育所費)【職員課】 2 給料 2 一般職給 一般職給 7,881	18,285
3	職員手当等	8,279		7,881
4	共済費	2,125		8,279
				△150
			2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 10 住居手当 11 期末勤勉手当 14 児童手当	1,548 1,990 827 648 2,996 420
			4 共済費 3 職員共済組合負担金 7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金	2,125 1,577 261 287
2	給料	2,553	1 人件費(生活保護総務費)【職員課】 2 給料 2 一般職給 一般職給 2,553	5,914
3	職員手当等	2,422		2,553
4	共済費	939		2,422
				210
			3 職員手当等 2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 9 時間外及び休日勤務手当 10 住居手当 11 期末勤勉手当 14 児童手当	1,179 545 56 △970 △42 1,084 360 939
			4 共済費 3 職員共済組合負担金 11 協会けんぽ負担金	929 10
2	給料	△2,661	1 人件費(保健衛生総務費)【職員課】 2 給料 2 一般職給 一般職給 △2,661	△3,009
3	職員手当等	△525		△2,661
4	共済費	177		△525
				216 129 △134
			3 職員手当等 2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当	△525 216 129 △134

(款) 4 衛生費  
(項) 1 保健衛生費

(款) 4 衛生費  
(項) 1 保健衛生費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目	千円	千円	千円	千円
4	1 [保健衛生総務費]				
	2 清 掃 費	2,061,197	95	2,061,292	一般財源 95
	1 清 掃 総 務 費	842,638	95	842,733	一般財源 95
5	勞 働 費	127,584	△10,402	117,182	一般財源 △10,402
	1 勞 働 諸 費	127,584	△10,402	117,182	一般財源 △10,402
	1 勞 働 対 策 費	87,036	△10,402	76,634	一般財源 △10,402
6	農 林 水 産 業 費	107,124	12,387	119,511	一般財源 12,387



節		明	
区分	金額	説明	千円
2 給料	△148	1 人件費(清掃総務費)【職員課】	95
		2 給料	△148
		2 一般職給	△148
		一般職給	
3 職員手当等	△155	3 職員手当等	△155
		2 扶養手当	△612
		3 管理職手当	2,304
		4 地域手当	521
		5 通勤手当	△3
		6 特殊勤務手当	△738
		9 時間外及び休日勤務手当	△1,844
		10 住居手当	30
		11 期末勤勉手当	367
		14 児童手当	△180
		4 共済費	398
		3 職員共済組合負担金	337
		11 協会けんぽ負担金	61
2 給料	△5,051	1 人件費(労働対策費)【職員課】	△10,402
		2 給料	△5,051
		2 一般職給	△5,051
		一般職給	
3 職員手当等	△3,669	3 職員手当等	△3,669
		2 扶養手当	△156
		3 管理職手当	△636
		4 地域手当	△689
		11 期末勤勉手当	△2,188
		4 共済費	△1,682
		3 職員共済組合負担金	△1,682
4 共済費	△1,682		

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
6 1 農業費	96,352	12,387	108,739	— 一般財源 12,387
1 農業委員会費	32,772	12,286	45,058	— 一般財源 12,286
2 農業総務費	18,521	101	18,622	— 一般財源 101
7 商工費	216,450	8,045	224,495	— 一般財源 8,045
1 商工費	181,092	8,045	189,137	— 一般財源 8,045
1 商工総務費	104,591	8,045	112,636	— 一般財源 8,045
8 土木費	3,414,611	6,042	3,420,653	— 一般財源 6,042
1 土木管理費	1,408,997	5,655	1,414,652	— 一般財源 5,655

節		説明	
区分	金額	千円	
2 給料	5,064	1 人件費(農業委員会費)【職員課】	12,286
3 職員手当等	4,886	2 給料	5,064
4 共済費	2,336	2 一般職給	5,064
		一般職給	
		3 職員手当等	4,886
		3 管理職手当	1,344
		4 地域手当	781
		5 通勤手当	△455
		11 期末勤勉手当	3,216
		4 共済費	2,336
		3 職員共済組合負担金	3,223
		7 社会保険料	△541
		11 協会けんぽ負担金	△346
3 職員手当等	91	1 人件費(農業総務費)【職員課】	101
4 共済費	10	3 職員手当等	91
		9 時間外及び休日勤務手当	91
		4 共済費	10
		3 職員共済組合負担金	10
2 給料	2,876	1 人件費(商工総務費)【職員課】	8,045
3 職員手当等	3,788	2 給料	2,876
4 共済費	1,381	2 一般職給	2,876
		一般職給	
		3 職員手当等	3,788
		2 扶養手当	102
		3 管理職手当	1,524
		4 地域手当	624
		5 通勤手当	787
		9 時間外及び休日勤務手当	△808
		10 住居手当	△324
		11 期末勤勉手当	1,988
		14 児童手当	△105
		4 共済費	1,381
		3 職員共済組合負担金	1,813
		7 社会保険料	△261
		11 協会けんぽ負担金	△171

(款) 8 土木費  
(項) 1 土木管理費

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

科 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
款	項 目				
8	1 土木総務費	千円 810,662	千円 5,655	千円 816,317	一般財源 5,655
5	住宅費	156,194	387	156,581	一般財源 387
	1 住宅管理費	155,524	387	155,911	一般財源 387
9	防 費	1,162,395	8,137	1,170,532	諸収入 1,000 一般財源 7,137
	1 消 防 費	1,162,395	8,137	1,170,532	諸収入 1,000 一般財源 7,137
	1 常備消防費	1,020,365	8,137	1,028,502	諸収入 1,000 一般財源 7,137

区分	節	金額	説明	千円
2	給料	4,156	1 人件費(土木総務費)【職員課】	5,655
3	職員手当等	1,389	2 給料	4,156
4	共济費	110	2 一般職給 一般職給	4,156
			3 職員手当等	1,389
			2 扶養手当	326
			3 管理職手当	△354
			4 地域手当	1,032
			5 通勤手当	741
			6 特殊勤務手当	△10
			9 時間外及び休日勤務手当	846
			11 期末勤勉手当	△1,465
			14 児童手当	150
			15 単身赴任手当	123
			4 共济費	110
			3 職員共济組合負担金	△955
			7 社会保険料	594
			11 協会けんぽ負担金	471
12	役務費	124	51 市営住宅管理事業(臨時)【建築住宅課】	387
13	委託料	263	12 役務費	124
			1 通信運搬費	5
			3 手数料	119
			13 委託料	263
			1 委託料	263
			住宅明渡執行業務委託	263
2	給料	△9,906	1 人件費(常備消防費)【職員課】	△8,269
3	職員手当等	3,129	2 給料	△9,906
4	共济費	△1,492	2 一般職給	△9,906
			一般職給	△9,906
			3 職員手当等	3,129
			2 扶養手当	132
			3 管理職手当	3,600
			4 地域手当	△213
			5 通勤手当	△52
			10 住居手当	876
			11 期末勤勉手当	△1,704
			14 児童手当	490
19	負担金補助及び交付金	2,367	4 共济費	△1,492
			3 職員共济組合負担金	213

(款) 9 消防費  
(項) 1 消防費

款 項	科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					千円	千円
9	1 [常備消防費]	千円	千円	千円		千円
10	教育費	4,331,447	56,824	4,388,271	寄附金 一般財源	4,000 52,824
	1 教育総務費	1,331,285	61,156	1,392,441	寄附金 一般財源	2,000 59,156
	2 事務局費	437,693	39,950	477,643	一般財源	39,950
	3 教育指導費	721,629	21,206	742,835	寄附金 一般財源	2,000 19,206

節		金額 千円	説明	千円
区分	金			
27	公 課 費	50	7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金	△1,041 △664
			18 警防業務消防連携事業【警備課】	2,367
			19 負担金補助及び交付金	2,367
			1 負担金 警防業務消防連携事業費	2,367
			52 地域防災組織育成事業【予防課】	1,000
			11 需用費	559
			1 消耗品費	559
			18 備品購入費	441
			1 庁用器具費 テント他	441
			55 常備消防車両購入更新事業【警備課】	13,039
			12 役 務 費	9
			7 自動車損害保険料	9
			18 備品購入費	12,980
			2 機械器具費 高規格救急自動車1台	12,980
			27 公 課 費	50
			1 公 課 費	50
2	給 料	18,164	1 人件費(事務局費)【職員課】	39,950
			2 給 料	18,164
3	職 員 手 当 等	16,179	2 一般職給 一般職給	18,164
4	共 済 費	5,607	3 職員手当等	16,179
			2 扶養手当	763
			3 管理職手当	1,767
			4 地域手当	2,855
			5 通勤手当	354
			9 時間外及び休日勤務手当	3,624
			10 住居手当	△570
			11 期末勤勉手当	6,926
			14 児童手当	460
			4 共 済 費	5,607
			3 職員共済組合負担金	3,515
			7 社会保険料	1,193
			11 協会けんぽ負担金	899
8	報 償 費	600	57 自転車安全教育子ども教材制作事業【学校教育課】	4,000
			13 委 託 料	4,000

(款) 10 教育費  
(項) 1 教育総務費

(款) 10 教育費  
(項) 1 教育総務費

款	科 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
	項	目				
10	1	3 [教育指導費]	千円		千円	
	2	小 学 校 費	791,692	△10,036	781,656	寄附金 一般財源 1,000 △11,036
			645,759	△11,036	634,723	一般財源 △11,036
	3	中 学 校 費				
			42,883	1,000	43,883	寄附金 1,000
	3	学 校 管 理 費	340,982	△2,157	338,825	寄附金 一般財源 1,000 △3,157
244,258			△2,157	242,101	寄附金 一般財源 1,000 △3,157	



節		金額	説明
区分	千円		
11 需用費	320	4,000	1 委託料 デジタル教材制作委託
13 委託料	20,286	17,206	58 箕面学力・体力・生活状況総合調査実施事業【教育施策推進担当】 8 報償費 1 報償金 学力向上支援謝礼 11 需用費 1 消耗品費 4 印刷製本費 調査結果票 13 委託料 1 委託料 学力・学習状況調査採点等委託 体力・運動能力等調査委託
2 給料	△2,250	△3,157	1 人件費(中学校・学校管理費)【職員課】
3 職員手当等	△540	△2,250	2 給料 2 一般職給 一般職給
4 共済費	△642	△642	3 職員手当等 2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 9 時間外及び休日勤務手当 10 住居手当 11 期末勤勉手当 4 共済費 3 職員共済組合負担金 7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金
11 需用費	71	1,000	51 南小学校教育振興事業(臨時)【南小学校】 11 需用費 1 消耗品費 18 備品購入費 3 教材教具費 指導用教材教具 4 図書購入費

(款) 10 教育費  
(項) 3 中学校費

款	科 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
	項	目				
10	3	1 [学校管理費]	千円	千円	千円	千円
	4	幼稚園費	370,945	△1,108	369,837	一般財源 △1,108
		1 幼稚園費	264,025	△1,108	262,917	一般財源 △1,108
	5	社会教育費	1,008,282	8,969	1,017,251	一般財源 8,969
		1 社会教育総務費	644,173	8,969	653,142	一般財源 8,969

節		金額		説明
区分	料	千円	千円	
4 共 済 費		△367		3 職員手当等 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 9 時間外及び休日勤務手当 11 期末勤勉手当 4 共 済 費 3 職員共済組合負担金 7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金 53 第三中学校管理運営事業（臨時）【第三中学校】 18 備品購入費 1 庁用器具費 管理用 1,000 1,000 1,000 1,000
18 備品購入費		1,000		
2 給 料	△585		△1,108	
3 職員手当等	△234		△585	
4 共 済 費	△289		△234	
			492	
			253	
			△398	
			△581	
			△289	
			△803	
			260	
			254	
2 給 料	3,119		8,969	
3 職員手当等	3,459		3,119	
4 共 済 費	2,391		3,459	

(款) 10 教育費  
(項) 5 社会教育費

款	項	科 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
10	5	1 [社会教育総務費]				

節		説明	千円
区分	金額		
		3 職員共済組合負担金 1,642 7 社会保険料 381 11 協会けんぽ負担金 368	

(款) 10 教育費  
(項) 5 社会教育費

# 給 与 費

## 1 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与			
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年間支給率 (月分)	
補正後	長 等	3		29,207	12,663 3.90
	議 員	23	169,040		65,784 3.90
	その他の 特別職	1,611	277,558		
	計	1,637	446,598	29,207	78,447
	長 等	3		29,207	12,663 3.90
補正前	議 員	25	177,937		68,918 3.90
	その他の 特別職	1,611	277,558		
	計	1,639	455,495	29,207	81,581
	長 等				
	議 員	△ 2	△ 8,897		△ 3,134
比 較	その他の 特別職				
	計	△ 2	△ 8,897		△ 3,134
	長 等				

明 細 書

費			計	共 済 費	合 計	備 考
地域手当	その他の 手 当	(千円)				
3,541		45,411	7,481	52,892		
		234,824	94,882	329,706		
		277,558	13,621	291,179		
3,541		557,793	115,984	673,777		
3,505		45,375	6,872	52,247		
		246,855	94,882	341,737		
		277,558	13,621	291,179		
3,505		569,788	115,375	685,163		
36		36	609	645		
		△ 12,031		△ 12,031		
36		△ 11,995	609	△ 11,386		

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与		
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)
補正後	(188) 864		3,815,012	3,493,054
補正前	(197) 864		3,855,082	3,469,604
比較	(△9)		△ 40,070	23,450

職員手当  
の内訳

区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)
補正後	111,027	261,970
補正前	109,140	246,444
比較	1,887	15,526

区分	時間外及び休日 勤務手当(千円)	住居手当 (千円)
補正後	234,244	49,895
補正前	226,590	48,658
比較	7,654	1,237

注) 職員数欄の( )内は、短時間勤務職員数(外書き)である。



費		共 濟 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計 (千円)				
7,308,066	1,248,573	8,556,639		
7,324,686	1,249,113	8,573,799		
△ 16,620	△ 540	△ 17,160		

地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)
509,360	74,859	32,328	9,758
505,285	74,386	33,076	9,758
4,075	473	△ 748	

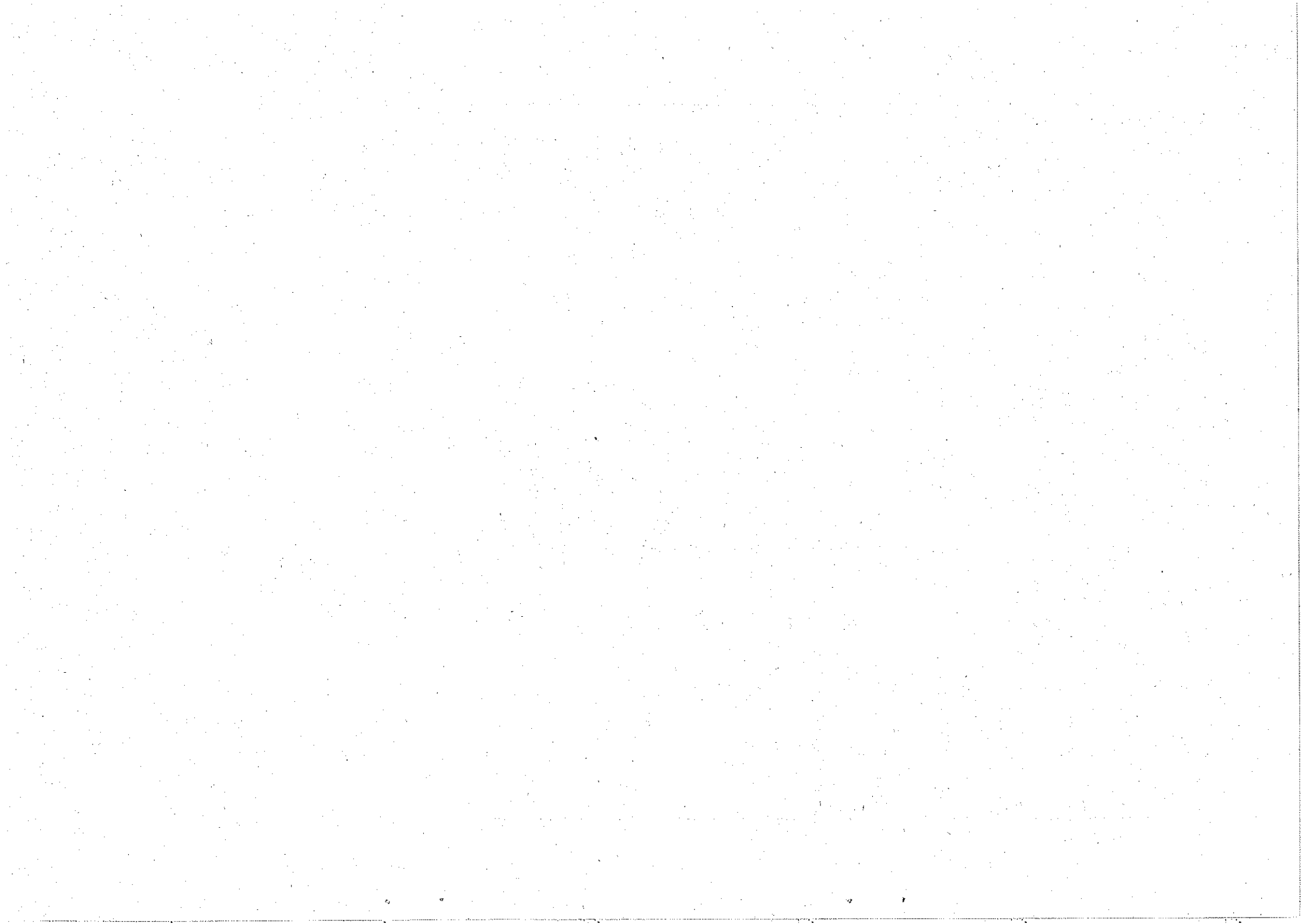
期 末 勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)
1,563,849	644,381	1,383
1,571,886	644,381	
△ 8,037		1,383

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 (千円)	別内訳
給料	△ 40,070	1 その他の増減分	△ 40,070
職員手当	23,450	1 その他の増減分	23,450

注) 職員数欄の( )内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

説 明	備 考
新陳代謝に係る減分 △ 27,127 千円 所属会計変更等に係る増加分 29,849 千円 昇任等に係る増加分 8,238 千円 育児休業等に係る減分 △ 33,178 千円 現給保障減額に係る減分 △ 17,852 千円	職員数の異動状況 〔現に在職する職員数〕 (その他) (計) 補正後 864(188)人 ( )人 864(188)人 補正前 864(197)人 ( )人 864(197)人 比 較 (△9)人 ( )人 (△9)人 扶養手当 1,887 千円 管理職手当 15,526 千円 地域手当 4,075 千円 通勤手当 473 千円 特殊勤務手当 △ 748 千円 時間外勤務手当 7,654 千円 住居手当 1,237 千円 期末勤勉手当 △ 8,037 千円 単身赴任手当 1,383 千円



第54号議案

平成24年度箕面市水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 平成24年度箕面市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成24年度箕面市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定められた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定量)	(補正予定量)	( 計 )
(4) 主要な建設改良事業			
ア 拡張事業	316,579千円	△13,399千円	303,180千円
イ 改良事業	219,023千円	606千円	219,629千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
支 出			

第1款 水道事業費用 2,659,081千円 △37,877千円 2,621,204千円

第1項 営業費用 2,495,325千円 △37,877千円 2,457,448千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額506,879千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額494,086千円」に、「建設改良積立金55,870千円」を「建設改良積立金43,077千円」に改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
支 出			

第1款 資本的支出 845,024千円 △12,793千円 832,231千円

第1項 建設改良費 555,346千円 △12,793千円 542,553千円

第5条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「職員給与費468,293千円」を「職員給与費417,623千円」に改める。

平成24年6月4日提出

箕面市長 倉田哲郎

平成24年度(2012年度)箕面市水道事業会計補正予算実施計画(第1号)

収益的收入及び支出

支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
水道事業 1 費用	1 営業費用		2,659,081	△ 37,877	2,621,204	
		1 原水及び浄水費	1,390,922	△ 11,463	1,379,459	原水・浄水設備の維持及び作業に要する費用
		2 配水及び給水費	282,417	△ 15,375	267,042	配水・給水設備の維持及び作業に要する費用
		3 受託工事費	24,676	15	24,691	配水管移設工事及び給水装置等修繕に要する費用
		4 業務費	142,122	△ 1,989	140,133	料金の調定、徴収及び計量業務に要する費用
	5 総探費		214,436	△ 9,065	205,371	事業活動全般に関連する費用

資本的收入及び支出

支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
資本的 1 支出	1 建設改良費		845,024	△ 12,793	832,231	
		1 拡張費	316,579	△ 13,399	303,180	拡張事業に要する費用
		2 改良費	219,023	606	219,629	改良事業に要する費用

平成24年度(2012年度)箕面市水道事業会計資金計画補正(第1号)

(単位 千円)

区	分	既決予定額	補正予定額	計
受入	資金	6,427,610		6,550,007
7 前年度	未収金	359,294		76,572
10 前年度	繰越金	1,572,464		45,825
支払	資金	4,653,248		△ 26,402
1 事業	費用	1,955,594		△ 37,877
2 建設	改良費	483,172		△ 12,793
6 前年度	未払金	172,446		24,268
差	引	1,774,362		148,799
				1,923,161



2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
		I その他の 増減分	△ 23,060		
給料	△ 23,060	I その他の 増減分	△ 23,060	新陳代謝に係る減分 △ 5,864千円 所属会計変更等に 係る減分 △ 16,322千円 昇任等に係る増加分 269千円 現給保障減額に係る 減分 △ 1,143千円	職員数の異動状況(上下水道企業管理者を含む) (現在在職する 職員数) (その他) (計) 本年度 37(9)人 ( )人 37(9)人 前年度 42(7)人 ( )人 42(7)人 比較 △5(2)人 ( )人 △5(2)人
手当	△ 19,399	I その他の 減分	△ 19,399		扶養手当 △ 900千円 管理職手当 △ 1,725千円 地域手当 △ 2,759千円 通勤手当 △ 451千円 時間外及び休日勤務手当 △ 1,846千円 住居手当 △ 855千円 期末勤勉手当 △ 10,863千円

注) 職員数は、常勤職員数であり、( )内は短時間勤務職員数(外書き)である。



平成24年度(2012年度)

箕面市水道事業会計補正予算(第1号) 参考資料

収益的收入及び支出

支出

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 水道事業費用		2,659,081	△ 37,877	2,621,204
1 営業費用	1 原水及び浄水費	2,495,325	△ 37,877	2,457,448
		1,390,922	△ 11,463	1,379,459
	2 配水及び給水費	282,417	△ 15,375	267,042
	3 受託工事費	24,676	15	24,691
	4 業務費	142,122	△ 1,989	140,133
	5 総係費	214,436	△ 9,065	205,371

明 細		備 考	
節	金額 (千円)		(千円)
給料	37,680	給料	37,680
手当等	26,374	扶養手当	918
		管理職手当	2,247
		地域手当	4,949
		通勤手当	994
		住居手当	633
		期末勤勉手当	14,439
		児童手当	560
法定福利費	11,836	職員共済組合負担金	10,371
		地公災負担金	113
		社会保険料	814
		協会けんぽ負担金	538
給料	26,370	給料	26,370
手当等	21,719	扶養手当	1,068
		管理職手当	1,128
		地域手当	3,512
		通勤手当	345
		住居手当	1,296
		期末勤勉手当	9,666
		児童手当	1,140
法定福利費	8,099	職員共済組合負担金	6,548
		地公災負担金	81
		社会保険料	918
		協会けんぽ負担金	552
法定福利費	1,676	職員共済組合負担金	1,664
		地公災負担金	12
給料	41,957	給料	41,957
手当等	29,599	管理職手当	2,832
		地域手当	5,530
		通勤手当	700
		時間外及び休日勤務手当	600
		住居手当	648
		期末勤勉手当	17,412
法定福利費	13,941	職員共済組合負担金	13,336
		地公災負担金	113
		社会保険料	312
		協会けんぽ負担金	180
給料	44,843	給料	44,843
手当等	31,712	扶養手当	606
		管理職手当	3,732
		地域手当	5,999
		通勤手当	275
		住居手当	351
		期末勤勉手当	18,647
法定福利費	14,931	職員共済組合負担金	13,790
		地公災負担金	129
		社会保険料	312
		協会けんぽ負担金	180

資本的收入及び支出  
支出

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 資本の支出		845,024	△ 12,793	832,231
1 建設改良費		555,346	△ 12,793	542,553
	1 拡張費	316,579	△ 13,399	303,180
	2 改良費	219,023	606	219,629

明 細		備 考	
節	金額 (千円)		(千円)
給料	12,020	給料	12,020 6,848 減
手当等	10,256	扶養手当	624 78 増
		管理職手当	1,464 528 減
		地域手当	1,717 852 減
		通勤手当	78 142 減
		期末勤勉手当	5,348 2,851 減
法定福利費	4,102	職員共済組合負担金	4,058 2,264 減
		地公災負担金	44 8 増
給料	10,748	給料	10,748 553 増
手当等	7,400	扶養手当	156 78 増
		地域手当	1,398 100 増
		通勤手当	142 209 減
		時間外及び休日勤務手当	200 146 減
		住居手当	0 324 減
		期末勤勉手当	4,015 315 増
法定福利費	3,345	職員共済組合負担金	2,844 217 増
		地公災負担金	22 4 増
		社会保険料	299 9 増
		協会けんぽ負担金	180 9 増



第55号議案

平成24年度箕面市公共下水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 平成24年度箕面市公共下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成24年度箕面市公共下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区分) (既決予定量) (補正予定量) (計)

(4) 主要な建設改良事業

ア 汚水建設改良事業 436,426千円 △7,656千円 428,770千円  
 イ 雨水建設改良事業 79,332千円 490千円 79,822千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

支 出

第1款 下水道事業費用 1,666,294千円 △4,087千円 1,662,207千円

第1項 営業費用 1,455,535千円 △4,087千円 1,451,448千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額413,177千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額406,011千円」に、「当年度分損益勘定留保資金58,104千円」を「当年度分損益勘定留保資金50,938千円」に改める。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

支 出

第1款 資本的支出 985,334千円 △7,166千円 978,168千円

第1項 建設改良費 614,487千円 △7,166千円 607,321千円

第5条 予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「職員給与費115,391千円」を「職員給与費104,138千円」に改める。

平成24年6月4日提出

箕面市長 倉田哲郎

平成24年度(2012年度)箕面市公共下水道事業会計補正予算実施計画(第1号)

収益的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道 事業費用	1 営業費用		1,666,294	△ 4,087	1,662,207	
			1,455,535	△ 4,087	1,451,448	
		1 污水管渠費	99,219	△ 100	99,119	污水管渠の維持管理に要する費用
		2 雨水管渠費	56,589	△ 3,413	53,176	雨水管渠の維持管理に要する費用
		4 ポンプ揚費	58,623	267	58,890	ポンプ揚設備の維持管理に要する費用
		6 普及促進費	10,115	△ 202	9,913	水洗化の普及促進に要する費用
		8 污水総保費	21,098	△ 384	20,714	污水事業全般に関連する費用
		9 雨水総保費	17,037	△ 255	16,782	雨水事業全般に関連する費用

資本的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的 支出	1 建設改良 費		985,334	△ 7,166	978,168	
			614,487	△ 7,166	607,321	
		1 汚水建設改良 費	436,426	△ 7,656	428,770	汚水建設改良事業に要する経費
		2 雨水建設改良 費	79,332	490	79,822	雨水建設改良事業に要する経費

平成24年度(2012年度)箕面市公共下水道事業会計資金計画補正(第1号)

(単位 千円)

区	分	既決予定額	補正予定額	計
受	入 資 金	4,096,648	△ 24,744	4,071,904
6	前 年 度 未 収 金	306,916		306,916
9	前 年 度 繰 越 金	1,657,939	△ 55,250	1,602,689
支	払 資 金	2,083,306	△ 46,991	2,036,315
1	事 業 費 用	957,534	△ 4,087	953,447
2	建 設 改 良 費	460,865	△ 7,166	453,699
5	前 年 度 未 払 金	257,807	△ 35,738	222,069
差	引	2,013,342	22,247	2,035,589



給与費明細書

1 総括

区分	職員数		給与費						合計	
	特別職(人)	その他	一般職(人)	報酬(千円)	給料(千円)	賃金(千円)	手当(千円)	計(千円)		法定福利費(千円)
補正後										
損益勘定支弁職員		13	( 3 )	98	32,264		25,858	58,220	10,124	68,344
資本勘定支弁職員			( 2 )		16,998		12,159	29,157	5,382	34,539
合計		13	( 5 )	98	49,262		38,017	87,377	15,506	102,883
補正前										
損益勘定支弁職員		13	( 2 )	98	33,589		27,909	61,596	10,655	72,251
資本勘定支弁職員			( 1 )		20,281		14,891	35,172	6,533	41,705
合計		13	( 3 )	98	53,870		42,800	96,768	17,188	113,956
比較										
損益勘定支弁職員			( 1 )		△ 1,325		△ 2,051	△ 3,376	△ 531	△ 3,907
資本勘定支弁職員			( 1 )		△ 3,283		△ 2,732	△ 6,015	△ 1,151	△ 7,166
合計			( 2 )		△ 4,608		△ 4,783	△ 9,391	△ 1,682	△ 11,073

注) 職員数は、常勤職員及び非常勤職員の総数であり、( )内は短時間勤務職員数(外書き)である。

区分	扶養手当	管理職手当	地域手当	通勤手当	特殊勤務手当	宿日直手当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	1,290	2,928	6,493	807	974	870
補正前	1,368	3,468	7,048	751	1,274	1,153
比較	△ 78	△ 540	△ 555	56	△ 300	△ 283
区分	時間外及び休日勤務手当					
	(千円)					
補正後	住居手当					
	(千円)					
補正前	640	324	18,691	5,000		
比較	790	648	21,300	5,000		
手当の内訳	△ 150	△ 324	△ 2,609			

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	職員数の異動状況	備考
給料	△ 4,608	1 その他の増減分	△ 721千円 新陳代謝に係る減分 所属会計変更等に 係る減分 △ 3,596千円 昇任等に係る増 加分 131千円 現給保障減額に 係る減分 △ 422千円	現在在職する 職員数 本年度 9(5)人 前年度 11(3)人 比較 △2(2)人	(その他) ( )人 (計) 9(5)人 ( )人 11(3)人 △2(2)人
手当	△ 4,783	1 その他の増減分		扶養手当 管理職手当 地域手当 通勤手当 特殊勤務手当 宿日直手当 時間外及び休日勤務手当 住居手当 期末勤勉手当	△ 78千円 △ 540千円 △ 555千円 56千円 △ 300千円 △ 283千円 △ 150千円 △ 324千円 △ 2,609千円

注) 職員数(注)、常勤職員数であり、( )内は短時間勤務職員数(外書き)である。

平成24年度(2012年度)

箕面市公共下水道事業会計補正予算(第1号)参考資料

収益的收入及び支出

支出

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業費用		(千円) 1,666,294	(千円) △ 4,087	(千円) 1,662,207
	1 営業費用	1,455,535	△ 4,087	1,451,448
	1 汚水管渠費	99,219	△ 100	99,119
	2 雨水管渠費	56,589	△ 3,413	53,176
	4 ポンプ場費	58,623	267	58,890
	6 普及促進費	10,115	△ 202	9,913
	8 汚水総係費	21,098	△ 384	20,714
	9 雨水総係費	17,037	△ 255	16,782

明		細		考	
節	金額 (千円)				(千円)
給料	8,552	一般職給	8,552	84	減
手当等	3,817	地域手当	1,051	14	増
		通勤手当	180	14	減
		期末勤勉手当	2,536	35	減
法定福利費	2,354	職員共済組合負担金	1,338	18	減
		地公災負担金	14	2	増
		社会保険料	643	18	増
		協会けんぽ負担金	359	17	増
給料	7,001	一般職給	7,001	993	減
手当等	4,776	扶養手当	234	156	増
		管理職手当	636	396	減
		地域手当	945	148	減
		通勤手当	183	20	減
		特殊勤務手当	144	200	減
		宿日直手当	107	200	減
		住居手当	0	324	減
		期末勤勉手当	2,527	764	減
法定福利費	2,112	職員共済組合負担金	1,601	1,020	減
		地公災負担金	19	4	増
		社会保険料	312		新規計上
		協会けんぽ負担金	180		新規計上
給料	3,823	一般職給	3,823	131	増
手当等	2,488	地域手当	471	28	増
		時間外及び休日勤務手当	50	50	減
		期末勤勉手当	1,570	97	増
法定福利費	1,284	職員共済組合負担金	1,277	60	増
		地公災負担金	7	1	増
給料	4,345	一般職給	4,345	116	減
手当等	3,501	地域手当	557	14	減
		期末勤勉手当	1,859	47	減
法定福利費	1,474	職員共済組合負担金	1,463	27	減
		地公災負担金	11	2	増
給料	4,543	一般職給	4,543	117	減
手当等	4,487	地域手当	590	14	減
		期末勤勉手当	2,020	48	減
		児童手当	960	180	減
法定福利費	1,553	職員共済組合負担金	1,542	27	減
		地公災負担金	11	2	増
給料	4,000	一般職給	4,000	146	減
手当等	2,749	地域手当	557	6	減
		期末勤勉手当	1,652	66	減
法定福利費	1,642	職員共済組合負担金	1,337	39	減
		地公災負担金	10	2	増

資本的收入及び支出

支出

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本の支出		(千円) 985,334	(千円) △ 7,166	(千円) 978,168
1 建設改良費		614,487	△ 7,166	607,321
	1 汚水建設改良費	436,426	△ 7,656	428,770
	2 雨水建設改良費	79,332	490	79,822

明 細		考 査			
節	金 額 (千円)	備 考	(千円)		
給料	7,810	一般職給	7,810	3,283	減
手当等	5,038	扶養手当 管理職手当 地域手当 通勤手当 特殊勤務手当 宿日直手当 期末勤勉手当	234 540 1,043 252 220 201 2,548	234 636 486 90 100 83 1,746	減 減 減 増 減 減 減
法定福利費	2,261	職員共済組合負担金 地公災負担金 社会保険料 協会けんぽ負担金	1,346 22 574 319	1,614 4 284 148	減 増 増 増
手当等	7,121	管理職手当 地域手当 時間外及び休日勤務手当	1,212 1,279 0	492 71 100	増 増 減
法定福利費	3,121	職員共済組合負担金 地公災負担金	3,100 21	23 4	増 増

